

第9回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (6月9日)

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	9
議事日程の報告.....	10
会議録署名議員の指名.....	10
会期の決定.....	10
町長の説明.....	10
議案第125号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	15
議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	16
議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	18
議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	23
議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	27
請願・陳情の付議.....	29
休会について.....	29
散会の宣告.....	29

第 2 号 (6月13日)

議事日程.....	31
本日の会議に付した事件.....	31

出席議員.....	3 1
欠席議員.....	3 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3 1
事務局職員出席者.....	3 2
開議の宣告.....	3 3
一般質問.....	3 3
今 駒 隆 幸 君.....	3 3
円 谷 寛 君.....	4 5
柳 沼 俊 行 君.....	5 9
根 本 重 郎 君.....	6 9
議事日程の報告.....	7 8
総務文教常任委員長報告（議案第 1 2 5 号について）及び報告に対する質疑、 討論、採決.....	7 9
常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決.....	8 0
決議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8 2
議会運営委員会所管事務調査の申出について.....	8 3
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	8 3
農業委員の推薦について.....	8 3
議事日程の追加.....	8 4
意見書案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8 4
閉議の宣告.....	8 5
町長あいさつ.....	8 5
閉会の宣告.....	8 6
署名議員.....	8 7

鏡石町告示第30号

第9回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成17年6月3日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成17年6月9日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

不応招議員（なし）

平成17年第9回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成17年6月9日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長の説明
日程第 4 議案第125号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
日程第 5 議案第126号 鏡石町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第127号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)
日程第 7 議案第128号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第 8 議案第129号 平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 9 請願・陳情の付議

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 木 賊 政 雄 君 助 役 正 木 正 秋 君

収入役	大河原 直 博 君	総務課参事兼 課長	円 谷 光 行 君
税務町民課長	角 田 勝 君	健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君
産業課長	小 林 政 次 君	都市建設課長	椎 野 優 偉 君
上下水道課長	黒 津 政 美 君	教 育 長	齋 田 一 男 君
教育課長	今 泉 保 行 君	出 納 室 長	八 巻 司 君
教育委員会長	稲 田 耕 笱 君	選挙管理 委員会委員長	曾 根 巧 君
農業委員 会長職務 代理	円 谷 正 一 君	監 査 委 員	荻 原 文 博 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大 河 原 久 美 子
-------------	-------	---------	-------------

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

ただいまから、第9回鏡石町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（菊地栄助君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議会運営委員長報告

議長（菊地栄助君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） おはようございます。

議会運営委員会より、会期日程、議事日程の予定を報告いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

諸般の報告

議長（菊地栄助君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、荻原文博君。

〔監査委員 荻原文博君 登壇〕

監査委員（荻原文博君） 皆さん、おはようございます。

平成17年2月分、3月分、4月分の例月出納検査報告を申し上げます。

まず、2月分例月出納検査報告について申し上げます。

1、検査の対象、平成17年2月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成17年3月25日金曜日、午前10時より午前11時55分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか4名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務につ

いて、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成17年2月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

続いて、3月分例月出納検査報告について申し上げます。

1、検査の対象、平成17年3月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成17年4月25日月曜日、午前10時より午後零時7分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか3名、健康福祉課長ほか1名。

5、検査の対象、検査の手続となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成17年3月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

最後に、4月分の例月出納検査報告について申し上げます。

1、検査の対象、平成17年4月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成17年5月25日水曜日、午前9時30分より午後零時25分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか3名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成17年4月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

以上です。

議長（菊地栄助君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、5番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

6月9日、須賀川地方広域消防組合議会報告。

須賀川地方広域消防組合の議会の報告をいたします。

5月12日、午後1時30分から臨時議会が開催されました。内容につきましては、監査委員の選任について、職員等の旅費に関する条例の一部改正について、消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、職員の給与に関する条例の一部改正について、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、以上、審議され、原案のとおり可決されました。

詳しくは報告書に記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、2番、渡辺定己君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 渡辺定己君 登壇〕

2番（須賀川地方保健環境組合議会議員 渡辺定己君） おはようございます。

5月11日、午前10時より開催されました須賀川地方保健環境組合臨時議会の概要についてご報告を申し上げます。

今回提出されました案件は議案6件であります。

議事日程第1、第2、正副議長の選挙であります。指名推選により議長に細谷松雄氏、副議長に広瀬吉彦氏が当選されました。

日程第3、議席の指定であります。私は6番に指定されました。

日程第4、会期の決定については、本日限りと決しました。

日程第5、会議録署名議員の指名については、1番、森議員、2番、鈴木議員、5番、佐藤議員に指名されました。

日程第6、議案第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認いたしました。

日程第7、議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、天栄村村長の兼子司氏が選任されました。

日程第8、議案第5号 須賀川地方保健環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例から日程第11、議案第8号 須賀川地方衛生センター条例の一部を改正する条例まで一括上程され、原案のとおり可決決定いたしました。

詳細については、配付資料のとおりでございます。

以上で、須賀川地方保健環境組合臨時議会の報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、公立岩瀬病院組合議会議員、14番、森尾吉郎君。

〔公立岩瀬病院組合議会議員 森尾吉郎君 登壇〕

14番（公立岩瀬病院組合議会議員 森尾吉郎君） 報告いたします。

平成17年3月、公立岩瀬病院組合議会定例会について。

平成17年3月23日、水曜日午後3時より、公立岩瀬病院附属高等看護学院講堂において開かれました。

議事日程第1号。第1、議長選挙について、第2、議席の指定、第3、会期の決定、第4、会議録署名議員の指名、第5、報告第1号 専決処分の報告について、第6、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、第7、議案第2号 公立岩瀬病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、第8、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第9、議案第4号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、第10、議案第5号 平成17年度公立岩瀬病院事業会計予算についてであります。

出席については16名であります。説明に当たっては、管理者、病院長、事務長ほか担当職員、そのほか事務職員であります。

それでは、日程第1、議長の選挙については、須賀川市の議会より入れかえがございまして、議長には宗方保議員が当選されました。

日程第2、議席の指定であります。須賀川市の市会議員の入れかえに伴っての議席の指定であります。

日程第3、会期の決定、1日間。

日程第4、会議録署名議員の指名は、15番、私、16番、長沼、安田君、2番、伊藤富士弥君、岩瀬であります。

日程第5、報告第1号 専決処分の報告についてであります。今回、滝根町など4町1村が合併し田村市が設置されること、並びに長沼町、岩瀬村が須賀川市に合併することからであります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。専決処分については、今回の補正といたしまして、薬品及び診療材料費等の予算不足によるものでございます。

次に、議案第2号 公立岩瀬病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、診療科目については、今回肛門科を設けたわけでありまして、それを加えたものであります。それと、現在まで結核病棟がございました、27。それを廃止するものであります。

次に、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、宿日直手当についての支給の上限額を、現行の1万9,000円から2万円に引き上げるものであります。これは、県内自治体病院及び国立病院の支給額の実態に準じ改正するものと、今回の改正で該当する職員としましては、医者のみとするものであります。

次に、議案第4号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、本案は

職員等の旅費についてであります。交通事情の改善に伴い、県内旅行の場合の日当の支給を見直すものであります。

改正の概要については、郡山市の地域に旅行する場合、日当支給はしないこととし、それ以外の県内旅行については、定額の2分の1とするものであります。本組合は、構成市町村の関係からこの旅行については従来どおりとしておりますし、本組合の職員等については支給はしておりません。

次に、議案第5号であります。平成17年度公立岩瀬病院組合病院事業会計予算についてであります。平成17年度予算について、診療報酬の改正など医療制度の改革が進む中において、患者数の減少傾向にあることなど、病院経営にとっては大変厳しいものがあり、こうした医療環境のもとに編成されたものであります。

皆さんの報告書については、11ページより14ページにおいて、病院事業会計あるいは資金の計画、15ページには病院事業の予定貸借対照表、19ページにおいては病院事業予算損益計算書を提出しておりますので、これを見ていただきたいと思っております。病院事業会計予算については、原案のとおり可決決定をしております。

最後に、特別委員会の設置についてであります。日程に追加をいたしまして、特別委員会が設置されたわけであります。

今回の特別委員会については、病院経営健全化調査特別委員会という名称であります。委員については9名で構成されております。今回は各市町村の首長さんたちは入らないと、議員の9名によって構成したものであります。これにつきましては、今後月1回、閉会中の継続調査といたしまして、健全化に対するところの調査を今後検討し、あるいは調査していくというようになっております。

以上、報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

招集者あいさつ

議長（菊地栄助君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 皆さん、おはようございます。

梅雨の季節を迎えたとはいえ、さわやかな過ごしやすさを感じる本日、第9回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。次第であります。

今定例会につきましては、条例制定1件、条例改正1件、補正予算3件、合わせまして5

件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、承認、議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりごあいさついたします。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくお願ひ申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（菊地栄助君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に8番、木原秀男君、10番、小貫良巳君、11番、藤島一郎君を指名いたします。

会期の決定

議長（菊地栄助君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの6日間としたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は6日間と決しました。

町長の説明

議長（菊地栄助君） 日程第3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日ここに、第9回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

内閣府は、5月17日の月例経済報告で、我が国経済の基調判断を示され、今年1月から3月期の国内総生産（GDP）は、物価変動を除いた実績で前期比（10月～12月期）1.3%増、年換算率5.3%の増と、2・4半期連続のプラス成長となりました。年換算率で実質5.6%増を記録した昨年1月から3月期以来4期ぶりの高成長で、所得環境の改善などで個人消費

が3期ぶりにプラスに転じて、堅調な設備投資など内需が牽引役となったとされています。

経済の先行きについては、企業部門の好調さが持続しており、世界経済の着実な回復に伴って景気回復は底がたく推移すると見込まれる一方、情報化関連分野で見られる在庫調整の動きや原油価格の動向等には留意する必要があると報告されました。

4月25日午前9時18分ころ、兵庫県尼崎市のJR福知山線で、乗客580人が乗った快速電車が脱線し、うち2両が路線から離れた9階建てマンションに100キロ以上のスピードで激突し、107名の方々の尊い命が一瞬のうちに失われました。1991年の信楽高原鉄道事故の教訓を生かされず、再び起きてしまった事故はまことに遺憾であり残念でなりません。亡くなられた多くの皆様に対し、ご冥福をお祈り申し上げます。

また、鏡石町において災害等が発生しないことを願いつつ、もし発生するおそれのある場合等を含め、町民の生命と財産を守るため、私を初め全職員が危機管理に万全を期し、その任務に当たる所存であります。

福島県が5月5日のこどもの日にちなんで、今年4月1日現在の15歳未満の子供の人口推移を発表されました。県の総人口に占める割合は31万1,154人で14.8%、前年より5,871人、0.3%が減少し、過去最少を記録され、全国順位は前年同様、割合の高い方から5位となっております。日本は、諸外国との比較では、調査年度が多少異なるものの14.2%で、イタリアなどととも世界でも最低水準となりました。

こうした中、県内で最も割合の高い市町村は中島村で17.17%、西郷村16.93%、次いで鏡石町が16.59%と県内3位の割合であります。今後も人口増加を目指す諸政策を展開しながら、少子化対策の充実、子育てしやすい環境づくりと支援事業に一層の努力を図ってまいります。

次に、町の主な出来事などについて申し上げます。

鏡石町図書館が平成17年度子どもの読書活動優秀実践図書館として、「子ども読書の日」4月23日に文部科学大臣賞を受賞しました。

平成10年6月の開館以来、子供用図書の実用性を図るとともに、学校週5日制に対応した事業としての読み聞かせ会、造形教室、子ども映画会などに積極的に取り組んだことが評価されての受賞であります。

今後も住民に親しまれる図書館、子供たちが活用しやすい図書館を目指して運営の充実に努めてまいりたいと思います。

鏡田の並木タケさんが、満100歳の誕生日を5月24日に迎えられました。心からお祝いとお喜びを申し上げます。誕生日当日には、県中保健福祉事務所長、町社会福祉協議会長などの皆さんと自宅を訪問し、100歳を祝福するとともに賀寿や記念品、町からは敬老祝い金と敬老証書を贈りました。

タケさんは明治38年5月24日生まれ、趣味は花を育てたり、テレビで時代劇を見るのが大好きだそうです。長寿の秘訣は、3度の食事はしっかりと食べ、日本酒は少々と笑顔で話されておりました。これからも健康に留意され、さらに長生きされることを心から願うものであります。

次に、平成17年度事業が4月にスタートし間もないところでありますが、主な事業の進行状況について申し上げます。

都市基盤の整備に向けた地方道路交付金事業の高久田一貫線、笠石222号線道路改良事業、地方特定道路整備事業の鏡田499号、40号線道路改良事業は、交付決定を受け早期に着工できるよう設計等を進めているところであります。また、4月の臨時議会で議決いただきました(仮称)イオン鏡石ショッピングセンター関係の国道4号交差点改良等工事は、5月30日に発注をしたところであります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、今年度は事業を休止することでおりましたが、本事業の多角的な見直しを行い、今後の事業の方向性を検討する基本的な調査を実施することになり、今定例会に補正予算を計上いたしました。

また、地域住民の利便性を図るため、生活関連簡易舗装工事や排水路補修工事等7カ所の早期着工を行ったところであります。

生活環境の整備に向けた下水道整備につきましては、昨年度に工事を着工し、一部供用開始を始めた大池団地内の本管整備を今年度も継続して実施するため、現在着工に向け設計等諸準備を進めているところであります。

また、上水道第4次拡張事業における水道管布設及び布設がえ事業につきましては、久来石、城ノ内地内の配水管布設工事を間もなく着工できるよう、現在、協議等準備を進めているところであり、5月下旬には石綿セメント管更新事業として1件着工したところであります。

保健福祉事業につきましては、本年度の新規事業であり、また第2小学校区の保護者の念願でもありました児童の放課後一時預かりについて、第2小学校の空き教室を利用し、この4月から21名の登録児童により暫定的な放課後児童クラブを開設しました。今後は、放課後児童クラブに適しました施設の改修工事を進めてまいります。

次に、「つどいの広場」新規事業については、5月9日から子育て中の親が子育てや育児について気軽に相談や親子が集うことのできる事業として、町保健センター内に開設をいたしました。この「つどいの広場」では、子育てアドバイザーと町保育士、町保健師が連携して子育ての相談等に応じる体制をとっていることから、今後の利用とその効果が大きく期待されるところであります。

介護保険事業につきましては、16年度の給付実績が4億4,950万円と対前年の15年度に対し14%程度の伸びとなり、予想以上に給付費が伸びたものの、辛うじて予算内にとどまるこ

とができました。

第2期計画の最終年度となる本年度は、この10月オープンします「天栄ホーム」への入所動向や認定者の増加に伴います伸びと、制度改正によりまして、10月からの介護施設における食事と居住費の一部利用者負担による給付費減が給付費全体にどのような影響を及ぼすか、いずれにしましても、第2期の最終年度である本年度は大変厳しい財政状況になるものと思われまます。

これから来年3月までに、国の大幅な介護保険制度の改正に基づきまして、18年度から始まる第3期介護保険計画づくりに取り組むこととなりますが、特に今回の改正では、老人保健事業についても取り組み、制度全体を予防重視型に方針転換し、総合的な介護予防システムへと制度が見直しとなったことから、制度改正の趣旨を十分踏まえて計画づくりに取り組んでまいりたいと思います。

果樹生産振興における果樹減農薬栽培確立対策事業については、リンゴの農薬及び労力の低減を図るため、すかがわ岩瀬農業協同組合を事業主体とした複合性フェロモン剤導入助成を、経営農家19名101ヘクタールを決定したところであります。

また、野菜生産振興事業については、キュウリの防虫ネット導入の事業主体である蔬菜協議会エコ園芸部会が県へ補助金交付申請を行っており、事業費確定後に、購入助成として鏡石町対象分2万5,500平米、77棟の助成を実施する予定であります。

地域産業の発展と安定した就労機会の増大を図るため、南部第1工業団地の未分譲地1区画9,746平米への企業誘致を行っておりますが、今のところ数社からの問い合わせがあり、積極的な誘致活動を展開している状況にあります。

また、大規模商業施設である（仮称）イオン鏡石ショッピングセンター進出については、秋口のオープンに向け、各関係機関との調整を図りながら、着々と準備を進めているところであります。

境工業団地内の横河エレクトロニクスマニファクチャリングが平成15年3月に閉鎖して以来、横河電気本社へ操業再開並びに転売について要望活動を積極的に行ってまいりましたが、このたび、東証一部上場で中・大型トラック、バスのブレーキなどを製造する東京部品工業株式会社が買い取り、5月9日から操業開始をいたしました。

同社は、玉川村に工場と関連会社を持っており、好調な業績を背景に増産を図ろうと、まずは現存する建物を改築し、エンジン部品であるシリンダーヘッドの製造開始をいたしました。今年度は、従業員は70人で売上高28億円を計画しており、4年後には90人、売上高70億円を見込んでいるとのことでありまます。町といたしましても、今後の新たな投資や新規雇用の創出につながるため大変期待しているところでまます。

次に、新しい時代に合った教育の実現に向けた改革が論議されている中、本町においては

「自ら求め、自ら学ぶ、心豊かな町民の育成」を基本的視点に置き、義務教育の振興、幼児教育の充実を図っているところです。

義務教育関係では、基礎学力向上を基軸とした特色ある学校づくり推進事業、外国人英語指導助手による国際理解教育推進事業、コンピュータとインターネット等を活用した情報化教育推進事業などを計画的に展開しております。

また、第1小学校体育館改築事業につきましては、基本設計、実施設計の委託業務を今月中の発注に向けて準備を進めております。

幼児教育では、幼稚園の預かり保育による子育て支援事業の充実を図るとともに、就学前の子供の保育、教育の今後のあり方について調査研究を進めているところであります。

生涯学習の推進につきましては、社会教育、社会体育の振興を図るため、住民が自発的・自主的に活動できる環境整備を目指し、関係団体の自主事業の開催や構成団体・グループの育成を生涯学習事業との連携の中で支援してまいりたいと考えております。

このたび、平成17年の春の叙勲で、私たちの先輩であります前鏡石町長長田守央氏が、3期12年にわたり地域振興や教育、スポーツ振興に努められた功績により、栄えある旭日双光章を授与されました。町民にとりまして、ひとしく榮譽とするものであり、心より受章の喜びとご祝詞を申し上げる次第であります。栄えある受賞を祝福するため、叙勲を祝う会と鏡石町の共催による受章祝賀会を6月25日、行うことになりました。町民とともに功績をたたえ、祝意を表したいと思っております。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要を申し上げます。

議案第125号の鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の改正による人事行政の運営等の状況等の公表に関する規定を制定するものであります。

議案第126号の鏡石町公告式条例の一部改正につきましては、町内に6カ所ある告示箇所を1カ所に改正するものであります。

議案第127号の平成17年度一般会計補正予算につきましては、都市建設課作業員賃金等の補正をするものであります。

議案第128号の国民健康保険特別会計補正予算につきましては、国保税の本算定に伴う減額調整を補正するものであります。

議案第129号の鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算につきましては、本事業の継続手法等を図る調査費を計上いたしました。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

議案第125号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菊地栄助君） 日程第4、議案第125号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第125号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案第125号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

次ページをお願いします。

本条例は、地方公務員法の一部改正により、未施行となっていた人事行政の運営等の状況の公表に関する事項が平成17年4月1日から施行されることにより、条例の制定を行うものであります。

条例の制定内容は、職員の任免及び職員等の数に関する状況を公表する規定であります。

1条の趣旨は、公表に関し必要な事項の趣旨の規定であります。

2条の報告の時期は、任命権者は行政委員会の長であります、毎年7月までに、町長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない規定であります。

第3条の報告事項は、(1)の職員の任免及び職員数に関する状況から(8)のその他町長が必要と認める事項を任命権者が報告しなければならない事項の規定が定められているものであります。

4条の県人事委員会の報告は、町長は毎年7月末までに人事委員会から前年度における業務の状況の報告を受けるものの規定であります。

その報告内容は、第5条の県人事委員会の報告事項に定める、3つに掲げる規定であります。1つには、勤務条件に関する措置の要求の状況から、3のその他町長が必要と認める事項についての規定であります。

第6条の公表の時期は、第2条の報告の時期と第4条の県人事委員会からの報告事項の規定により報告を受けたときは毎年11月末までにその概要を報告し、公表するという内容であります。町は、毎年11月1日付で鏡石町財政公表の中で行う予定であります、

第7条の公表の方法については、(1)の町広報による掲載の方法と、(2)の公衆の見やすい場所に掲示して、閲覧して公表に供するものであります。(3)にインターネットを

利用して閲覧に供する方法、これは町のホームページにより閲覧する予定であります。

2の第3項の閲覧場所は、町総務課といたします。

第8条は委任規定であります。この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるという内容であります。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用するものであります。

以上、提案理由を説明いたしました。ご審議をいただき議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第125号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条の規定によって、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第125号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第5、議案第126号 鏡石町公告式条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第126号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第126号 鏡石町公告式条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を説明します。

本条例の改正については、行政の効率化を図るため、現在町内6カ所に有する公告場を1

カ所に改正するものであります。

条文の説明に入ります。

第2条は条例の公布の規定で、第2項は掲示場の規定であります。2項の、条例の公布は次の掲示場に掲示して行う。鏡石町不時沼345番地、これは町役場前にある掲示板であります。

別表を削る。条例に6カ所の位置を示したのがあります。その6カ所の位置を削るという説明であります。

附則、この条例は平成17年7月1日から施行する。

以上、提案理由を説明いたしました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番の円谷寛ですが、ただいまの総務課長の説明では、行政の効率化を図るためということで説明されたんですけども、こういう大事な問題を町民に公示をするということは、やっぱり必要なことだから今までやってきたと思うんです。それをなくすに当たっては、代替処置といいますか、何らかのそれにかわる処置を講じないと、本来その果たすべき役割が果たせなくなるのではないかというふうに心配するわけでございます。どういう代案といいますか、代償措置というんですか、そういうものを考えているのか、お尋ねいたします。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番、円谷寛議員の質問にお答えします。

掲示場を1カ所にしての行政のあり方ではありますが、その代償措置はということではありますが、現在、条例の改正、公布等につきましては、ホームページ等で随時お知らせをしておりますので、そちらの方で代償措置をしているということでございます。

以上です。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 今の、ホームページということですが、町民の世帯の中に、インタ

ーネットを利用している世帯がどのくらいあるのか、総務課長、掌握しているならば教えてください。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番の円谷寛議員の再質問にお答えします。

ホームページの利用件数につきましては、平成14年度の合併に関するアンケート調査のときの数字が、ちょっと今明確な数字が答えられないのが申しわけございませんが、かなりの台数がふえているので、そちらの方でも十分対応できるんじゃないかということでもありますので、現在の数字は把握しておりませんので申しわけございません。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第126号 鏡石町公告式条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第6、議案第127号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第127号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第127号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）に

つきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございませんで、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおり、歳出補正を予備費で対応するものでございます。

詳細につきましては、8ページからの事項別明細によりまして説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

助役（正木正秋君） 以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、森尾君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） 議案第127号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）でございまして、今回6月の補正において作業員の賃金というもの、作業員については、非常に今現在2名の皆さんにおいてはよくやっているなというように、私は見ております。特に高久田方面の仕事で、普通ならば皆さんが側溝を上げなくちゃならないんだけど、作業員の皆さんが常に上げている姿、それと林道あたりはやはり県の作業員ということになりますけれども、作業員の方がやってくださっている。あとは、一般の草刈りなどは普通やらなくちゃならないんだけど、うまく刈る人刈れない人いろいろいるんだ、仕事の下手なうまい人ね。そういう関係から作業員が残したところをやってくださっている。

それに対して、常に感謝しているわけでございますけれども、今回3月当初で、大切な賃金の予算を組まないでしまったと。それは担当課長あるいは助役も、それは申しわけなかったということになっておりますけれども、本当なら予算のないところで人を働かせるわけにはいかない。行政はやりくりによって流用して、今回予備費と言っている。最初、総務課の方の一定のお金を利用するんだと言っていますけれども、今回、今の説明では予備費を流用するというような説明でありますけれども、これはどちらの金でも町の行政の金だからいいけれども、この点、どちらの金を運用して4、5、6の3カ月分を支払いしたかと。それで7月1日からは正規の、今回補正予算を組むわけですから、これはきちっと支払いできると。できるわけですね、そうなる。

だからそこで、作業員の皆さんは、1人当たり年間通して何日の働きとって、年間皆さんにはどの程度のお金を支払いするのか。それからこういう作業員に対しての、ある程度の期末関係はどのように該当しているものか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

それから第2点、駅東関係、幸い休止という形をとっておたわけでございますけれども、

今回それを一応復活していきたいという形で町から30万出す、あるいは県の方でもお金を出す、補助金ももらえるという関係で、この1,000万円という金を有効に生かし、駅東が多少動いたかなと言われるような、やっぱり傾向にもっていかなくてはならないんじゃないか、このように考えております。

そこで、この1,000万の使い方、担当としてどのように運用し、そして地区民の皆さんのご期待に沿うような、やっぱり事業の運営をしなくてはならないと、このように考えておりますけれども、その姿勢というものをどう考えているか。

議長（菊地栄助君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 14番議員の質問にお答えします。

ただいま申された、この仕組みについてはでございますが、3月の議会でも説明申し上げましたが、作業員の賃金については3カ月分、4、5、6については一般管理費で総務課の方で支出しております。その分、今回総務課管理費分が減額になっております。それを補正した分をここで補うという仕組みになっております。

よって、全体については総務課は214万5,000円、都市建設課分については563万円、トータル777万5,000円となります。そのような仕組みで計上しましたので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに。

3番、今駒君。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） 公用車の購入事業なんですけど、簡単に聞きたいんですけども、エコカーなんていうのはお考えになったことはありませんか。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 3番議員にお答え申し上げます。

ただいまの質問でございますけれども、今回のいわゆる全国保健センター連合会からの配車につきましては、向こうの方でこういった指定車ございましたので、そこまでについては、今回は考えてございませんでした。

以上です。

議長（菊地栄助君） 先ほど、答弁漏れがありますので。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 先ほどの14番、森尾議員の質問の中で、駅東土地区画整理事業に対する取り組みの姿勢というご質問がございましたが、予算計上の中では一般会計からの繰出金ということでの質問ということでございますが、詳細につきましては特別会計の中でもご説明申し上げたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（菊地栄助君） ほかに。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 今の補正予算で、臨時職員、土木作業員の賃金の件で、森尾さんの質問があったような気がするんですけども、私の方でまた改めてお尋ねいたしますが、この土木作業員は臨時職員ですから、臨時職員一般について雇用の継続何年以内とか、あるいは1カ月何日以内とかという、そういう決まりがあったような気がするんですけども、土木作業員、さらには町長公用車の運転手の問題について、この辺もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の質問にお答えします。

臨時職員の雇用期間についてであります。一般の事務についての期間は3年を基準にしております。ただし、その義務の特殊性、技能性等を考慮し、その内容によって継続年数は違います。作業員については年数は定めておりません。そのような状況で、その職務の内容によって大まかな基準、内部規定で進めているところであります。

以上です。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 総務課長、もう少し質問をよく聞いて丁寧に答弁してください。

関連で、町長公用車の運転手の場合は一体どうなっているのか、そこも聞いているはずですので答弁をしてください。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員に説明いたします。

ただいま説明したとおり、特殊技能等を考慮して雇用を継続しております。

議長（菊地栄助君） ほかに。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 8番、木原でございます。

歳出の部の財産管理費の7万円の件ですけれども、これは今保険というふうな説明があったわけですけれども、これは強制保険なのか任意保険なのか、またこの7万というふうなきっかりとした数字というふうなものの根拠を説明願います。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 8番議員の質問にお答え申し上げます。

ただいまの役務費でございますけれども、これにつきましては全国の共済組合ですか、町で公用車に掛けてございます任意の保険、この部分でございます。ちょっと細かい数字は、大変申しわけございませんけれども6万何がしということで、今回こういったことで7万ということで上げさせていただきました。

以上です。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 今答弁いただいたんですけれども、この7万円の数字は、そうすると保険協会か何かの団体のところに加盟しているのか、例えば地方自治のそういうふうな団体で組んでいる保険に加盟しているのかどうか、ちょっと説明願います。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 8番議員の質問にお答えします。

これは、全国町村共済組合という保険制度がございまして、これはそのCCによって掛金が変わってきます。それによって金額が定められておりますので、1,500CCの基準に従った単価を計上したということです。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第127号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第7、議案第128号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第128号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課長（角田 勝君） ただいま上程されました議案第128号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、当初見込みの診療諸費について、16年度被保数の確定に伴いまして、大幅な増加は予想されないことから税の案分率を改正せず、不足分について基金から繰り入れを行うことにより運営することを目的とするものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,711万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,386万6,000円とするものでございます。

詳細内容につきましては16ページ、事項別明細により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課長（角田 勝君） 以上、説明を申し上げます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寅三郎君。

〔13番 円谷寅三郎君 登壇〕

13番（円谷寅三郎君） ただいま提案になっております議案第128号についてちょっとお

尋ねいたしますが、今回、基金繰り入れ等によって案分率の変更も行わずやるということですが、このことによって1人当たりの平均保険料、1家族当たりの平均保険料は幾らになるか、お尋ねいたします。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課長（角田 勝君） 13番議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

1家族、1人当たりの税金ということでございますが、案分率が変わりませんで、いわゆる税率も変わりませんので、詳しい計算はしておりませんが、所得が昨年並みであるとするならば昨年並みの課税ということでございます。

以上であります。

議長（菊地栄助君） ほかに。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 国民健康保険税の歳入の部分で退職被保険者等国民健康保険税、これがふえているわけですね、388万8,000円。なのに介護納付金現年分、これが減るとというのはどういうことなのかなと、説明をお願いいたします。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課長（角田 勝君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

退職被保数の伸びについて、所得の伸びということでございますけれども、退職されている方々は所得が確定しておりまして、この所得につきましてはほとんど年金とかが該当するわけでありまして、これが若干年々伸びているということでの伸びということでございます。

もう一つ、介護納付金につきましては、これも納付金ということで、医療費が多くかかれば支払基金に納める金額が伸びるということで、年々被保者の方々が年を重ねているということで、どうしても医療行為を受ける機会がふえるということで、医療費の伸びが並行して納付金の伸びになるということでございます。

議長（菊地栄助君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 一般に介護保険料というのは一定しているはずですが、だから退職被保険者の方がふえているというのは十分に説明したとおりわかります。

であるならば、介護納付金の方もふえるはずなんですね。それが下がっているから、その

辺はどんな内容ですかということです。

議長（菊地栄助君） 休議します。

休議 午前 11時20分

開議 午前 11時21分

議長（菊地栄助君） 会議を開きます。

答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課長（角田 勝君） 介護納付金の減額につきましてですが、この納付金につきましては暫定で納めておりましたのが3月末日で確定しまして、その増減による減額ということでございます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

13番、円谷寅三郎君。

〔13番 円谷寅三郎君 登壇〕

13番（円谷寅三郎君） 先ほどの保険料についてであります、案分率の変更はないので昨年並みだという答弁であります、明確に1家族、1人当たりの数値をお尋ねいたします。

議長（菊地栄助君） 休議します。

休議 午前 11時22分

開議 午前 11時34分

議長（菊地栄助君） 会議を開きます。

答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課長（角田 勝君） 13番議員からの1人当たりの保険料というご質問でございますが、1人当たりにつきましては7万4,069円になっております。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 国保会計の補正について質問いたします。

国保会計については毎年きちんと見直しをして、そして1人当たりの医療費等を考えて保

険料を算定すると、こういう手はずになっているはずなんです。それが何か今ずっと見てみますと、安易に去年並みの課税率で、応分率でやって、足りない分は基金取り崩しというふうに、何か安易な手法がとられているのではないか。きちんと見直しをやっているのかどうか、まず第1点お尋ねをいたします。

もう一つは、去年と同じくやって足りなくなった分を基金取り崩しというような安易な手法をとられていますけれども、この基金というのは、国・県が指導して、高額医療の患者といますか、国保の組合が、大変医療費がかかった場合に出すための、いわゆる積み立て、そういう大事な資金だと思えますので、安易にこれを3,486万円を取り崩していくというやり方ではちょっとうまくないのではないかと。

それで、国・県のいわゆる指導ありますね、何%とかと。そういうものの範囲内なのかどうか。そして範囲といますか、向こうの指導、そういうものに合致しているのかどうかについてお尋ねをいたします。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課長（角田 勝君） 12番議員からの、税の見直しをちゃんとやっているかというようなご質問でございますが、基金につきましては国保税条例の第14条で規定されておりました、国のガイドラインもありまして、それによりまして積み立て額というのは、保険給付に要した費用の前3年間の平均年額の4分の1相当額以上に達するまで基金を積みなさいということを規定されておるわけでありまして、鏡石の場合につきましては3年分の平均金額を既に上回っておりまして、そうした上回っている金額について、去年税率の変更をしたということから、今年については税率の変更をしないで、基金を活用しての負担を抑えるということでの活用でございまして、十分検討した内容でございます。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第128号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第8、議案第129号 平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第129号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） ただいま上程されました議案第129号 平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正の内容につきましては、今後の事業の方向性を構築するための調査費でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,300万円とするものでございます。

第2条では、26ページ中ほどの「第2表 地方債補正」のとおり追加補正するものでございます。

詳細につきましては、28ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

都市建設課長（椎野優偉君） 以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、森尾君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） 一般会計の補正予算で、ちょっと早まってしまった。質問をやり直し。

議案第129号、この件については3月では大分、駅東については心配したわけでありませ

町長としても、これはやっぱり苦になると思います、これが執行できないと。

ただ、この事業においては単年度で体育館つくるみたくいかない。長年の歳月をかけなくてはできないという、そういう特殊性がある関係で、一気にやっぱり執行としても、この大きな枠の借り入れということは、それは考えたかなという形で、休止という形をとったかなと思います。

幸い3カ月過ぎた今日、今回それなりに歳入においても、国の方の55%の関係補助金、それから今回債務負担行為まで、地方債までこれを起こすわけだから、町の金は幾らもないということになる。このトータルして1,000万という金を、今後の事業計画の調査ということになって再スタートするわけですから、職員の皆様、やはりこれに本気になって取り組む姿勢を、どう考えているかということ、やはり再三にわたって質問したいと思います。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 14番、森尾議員のご質問にお答え申し上げます。

事業担当課としましては、今までも事業着工に向けた努力をしてまいりました。そういうことで、そのような状況の中で平成17年度につきましては、財政面から急遽休止せざるを得なくなったということですが、事業担当課といたしましては、今後もこの事業を推進できるように種々努力をしてまいりたいということでございます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

3番、今駒君。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） 約1,000万なんですが、これはそれだけで調査するんですから、ある程度の報告書なんていうのは作成する予定はありますか。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 3番、今駒議員のご質問でございますが、当然委託業務を発注するわけですから、町の考え方、それから町の今後の方針等を協議の中で、事業費に見合った計画書、それから成果品というものは当然納品していただくようになります。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第129号 平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情の付議

議長（菊地栄助君） 日程第9、請願・陳情については、会議規則第86条の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

休会について

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議事の都合により、6月10日から6月12日まで3日間休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、6月10日から6月12日までの3日間、休会することに決しました。

散会の宣告

議長（菊地栄助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時47分

平成17年第9回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成17年6月13日(月)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第125号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 3 請願・陳情について
各常任委員長報告
- 日程第 4 決議案第5号 閉会中の行政視察調査の実施について
- 日程第 5 議会運営委員会所管事務調査の申出について
- 日程第 6 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 7 農業委員の推薦について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

追加日程第8 意見書案第32号 義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員を含めた義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)

出席議員(14名)

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	助 役	正 木 正 秋 君
収 入 役	大河原 直 博 君	総務課参事兼 課長	円 谷 光 行 君
税務町民課長	角 田 勝 君	健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君
産 業 課 長	小 林 政 次 君	都市建設課長	椎 野 優 偉 君
上下水道課長	黒 津 政 美 君	教 育 長	齋 田 一 男 君
教 育 課 長	今 泉 保 行 君	出 納 室 長	八 卷 司 君
教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 笮 君	選 挙 管 理 長	曾 根 巧 君
教 委 員 会 長		選 挙 管 理 長	
農 業 委 員 会 務 者	円 谷 正 一 君		
農 会 代 理 長			

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大 河 原 久 美 子
-------------	-------	---------	-------------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

一般質問

議長（菊地栄助君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今 駒 隆 幸 君

議長（菊地栄助君） 初めに、3番、今駒隆幸君の一般質問の発言を許します。

3番、今駒君。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） 皆さん、おはようございます。

3番議員、今駒隆幸です。

この前、私、自分の議事録を読んでみたんですよ。最初の方に、自分でびしっと聞きますから、いいお答えをお願いしますと話したんですけども、意外と自分がびしっと聞いていなかったもので、今日はできるだけ皆さんにびしっとわかりやすく説明したいと思います。

今日は3点、私は質問を通告させていただきました。

1点に、高久田の旧国道沿いの朝と夕方の渋滞について1点と、2番目に、3月から引き続き高齢者問題、高齢化社会に対応した街づくりについての話を皆さんに伝えたいと思っています。私は議員ですから、執行部ではないですから、僕はこういう問題がありますよということ伝えることしかできませんので、それをさらに引き続きしつこく伝えたいと思っています。3番目に、今年から復活になるロードレース、執行部の皆さんがいろいろなアイデアを考えて、私はすばらしいものになるのではないかなと。なかなか財政も厳しくて、そういうことをやっていくのも大変だなとわかるんですが、理解はしているんですが、町民の方は本当に皆さん喜んでいきますので、その点について3点だけ質問したいと思います。

通告に従って質問いたします。

第1に、高久田、朝夕の車渋滞について。

高久田、朝夕の車渋滞についてという場所は、旧国道沿いから、鏡石方面から須賀川方面

に抜ける道を真っすぐ行くと、あそこは朝夕渋滞するんですね。これは渡辺議員、そして森尾議員も質問をなされて、このことは地域の住民の方も何とかしてくれないかという話が出ているらしいんです。

私、今回調べました。皆さんのお手元に資料がありますので、ぜひ、ここにありますけれども、これを読ませていただきたいと思います。

6月10日、金曜日朝7時から、渡辺議員宅前をお借りしまして、あそこでずっと朝から、時間を切っていますが調査させていただきました。皆さん、黄色い資料の1枚目をぜひ見ていただけたらと思います。

6月10日朝7時から15分、これは15分間単位で区切っていきましたので、普通台数82台、トラック、バス4台、下に総評というふうな形で簡単なコメントが載っているんですけども、8時3分に集会所までの約400メートルの渋滞が見られるが、特に渋滞している様子がない。しかし、旧国道沿いの家の方々は車を出すのに手間取っている場面もある。これは皆さん想像できますか。大体これは言われるとわかると思うんですけども、まず集会所までの約400メートル、大体あそこまで400メートルなんですね。そうすると、車が普通車で18台連ねます。18台です。皆さん、想像してみてください。それで、その18台連ねたまでの旧国道沿いの家の方が出すのに、渋滞しているがために出すのに手間取っているところが見えたということなんです。

次にいきます。7時15分から30分、普通車86台、トラック、バス3台。これはふえてきているわけですけども、7時25分に集会所までの渋滞が見られる。7時25分に18台以上の車が連ねたということですね。

7時30分から45分、普通車61台、トラック、バス2台。通る方に声をかけられ、朝渋滞するから何とかしてくれと、3件。私、旧国道沿いに座っていたので、何をやっているんだという話で、渋滞調査していますよという話をしたら、ここは渋滞するから何とかしてくれというような声を3人に向けられました。全体台数は少ないが、突発的に車がふえるため、たびたび渋滞になる。あその場所は皆さんが思っているより　　どういうイメージかというと、車が延々連ねているわけではなくて、急激に突発に車がふえるという感じの渋滞が見られるんです。それがために、朝それだけの台数がふえると。

その次、7時45分から8時。普通車73台、トラック、バス7台。7時50分台、8時に集会所までの渋滞が見られる。バスが2台連ねると車の流れが悪くなり、渋滞が起きる。これはあれですね、明らかに僕がその場面で感じたのは、バス、トラックが須賀川方面に抜けるところに来た場合にのみ、ひどいというわけではないですけども渋滞が見られると。それはなかなかスムーズにバス、トラックが進まないことが多いので、渋滞がしやすいというのもあるんです。そういうのを頭に想像してみてください。

次にいきます。2枚目にいきます。

6月10日夕方4時から7時15分まで、これも渡辺議員宅前をお借りしまして、約3時間調査しました。

4時から4時15分までは普通車32台。そんなに渋滞はしていません。渋滞というか、車はそんなに通っていないんだなというふうにここで確認できました。しかし、4時11分に突発的に集会所までの込みが見られるが、すぐ解消される。しかし、この解消されるのもおもしろくて、よく見てみると、車が急発進をしている方が多くて、何とか須賀川の4号線に出ようという方が多く見られたなというふうに私は思っております。

4時15分から30分、普通車78台、トラック1台。ここで急にふえるわけなんですけど、4時20分と4時25分に集会所までの渋滞が起きる。いきなりここで車がふえてきたなど。渋滞の時間帯になってくるのかなというところですよ。始まりですね。

4時30分から4時45分、普通車84台、トラック、バス3台。4時43分から4時45分までの集会所を越えてまでの渋滞が始まり、2分以上そのまま集会所まで連ねた渋滞が続いたということです。

5時から5時15分、普通車73台、トラック、バス3台。5時8分台に集会所までの渋滞が見られる。車がふえてきたことを感じる。

5時15分から30分、普通車92台、トラック、バス2台。5時19分から21分、23分、26分から29分と集会所を越えて渋滞を確認。車が切れることがない。ここは言葉ではちょっとわかりづらいかもしれないんですけども、約2分から3分の渋滞になると、これはもう本当に渋滞しているなど。目視で確認できたのは、集会所までぐらいしかできないんですね。それ以降も行っているんですけども、台数が確認できないので、たしか私が思うには、かなり集会所からも越えての渋滞になっていると。

5時30分から5時45分、普通車90台、トラック、バス14台。5時32分から33分、5時35分から5時45分まで、集会所を越えて慢性的に渋滞になり、近所の方々の出入りが困難と予想される。これは、現実的に近所の方が出るのに出られないというようなことがよく見られましたので、これはすごく近所の方々は大変だなと。ここでもまた多く見られたんですけども、急ぐがために非常に皆さん急発進をしていると。そして、何台かなんですけども、信号無視とは言えないですけども、黄色でもぱっと、2台か3台突入するというような形が多く見られてきたなど。

5時45分から6時、普通車102台、ここからふえてきますね。トラック、バス1台。5時45分から6時まで集会所を越えての渋滞が続く。渋滞することは聞いていたが、ここまでひどいとは驚いた。これは15分間、集会所を越えての渋滞がずっと目視で確認されたということなんです。15分間はずっともう完全に渋滞しているということなんです。もちろん、ここ

でも急ぐがために 皆さん信号のこと知っているんですね、急ぐがために急発進が多く見られ、さらに黄色に変わってから車がまた二、三台交差点に突入したと。幸い事故はないわけですけども、そういうのが多く見られたと。

6時から6時15分、引き続き集会所を越えてのひどい渋滞が続く。旧国道沿いの方々の出入りの困難を確認。これは2台ほど確認しました。なかなか須賀川方面から戻ってきても入るのが大変。それと、渡辺議員の奥様になるんですけども、奥様の車がずっと渋滞にはまっているわけです。ここに入ってこれないわけですね、ずっと。さらに難しいなと思ったのは、マナーの悪い運転手が家の出入り口前のスペースに車を入れているから、車が入りできないと。旧国道沿いの方々の車庫の前のスペースは、マナーだとあけるべきなんですけれども、そこも皆さん混雑しているがために車を詰めてやっているために、その出入りができないと。

3枚目になります。

6時15分から30分、普通車103台、トラック、バス2台。引き続き15分間も集会所を越えての渋滞が続く。目視での確認は難しいが、かなりの遠方まで渋滞していると考えられる。高久田の方に聞くと、ビバホームを越える場合もあると。これはなかなか大変だなと思いますね。大変だなと思うより、ストレスにもなりますし。僕自身が1日だけですけども、それを見た限りでは何らか対処しなくちゃいけないなと。執行部の皆さんも、これは森尾議員、渡辺議員から数々質問等がなされているから、問題等のことは重々わかっていると思いますけれども、これは私、6時15分から30分の渋滞のひどさは、これは本当に何か、渋滞で車に乗っている人にも申しわけないけれども、近所の方々ね、あそこに住んでいる近所の方々にも本当に申しわけないなというふうに私正直思いました。

6時30分から6時45分、普通車94台、トラック、バス1台。引き続き15分間も集会所を越えてのひどい渋滞が続いた。旧国道の入り口から大型トラックが来ると、車の交差の間隔がないため、たびたび逆方向も込む。ちょっとこれは簡単に書き過ぎたんですが、須賀川の教習所から旧国道沿いに大型トラックが入ってくるんですよ。でも、須賀川方面に行く車があそこでずっと渋滞しているがために、大型がなかなか切れないんですね、入ってくるカーブのところ。それがために、その後ろにも連なって、今度は須賀川方面に行く車が、大体は右に曲がる車が多いですから、須賀川方面に行く車が多いですからね。今度右に切れないんです、あそこが渋滞しちゃって。これは特徴的なんですね。それがために車も進まないし、渋滞が起きると。これは僕が1日見ただけでは3件、それほどの大型が入ってくると。

6時45分から7時、普通車109台、トラック、バス1台。引き続き15分間も集会所を越えてのひどい渋滞が続く。信号が変わると車の急発進が目立つ。これは先ほども言いましたね。

やっぱり約45分間連続でずっと車が渋滞しているがために、45分間そこにとどまっているわけではないですけれども、皆さんできるだけ早く帰りたいという意思が働いて、急発進をすることが多い。それがために、タイヤの音だったり鳴ることが多くて、これがちょっと危ないなと思うことがあります。でも、そんなことよりも引き続き15分間も集会所を越えて、どこまで連なっているのかと僕は思うんですけれども、渋滞が続いていると。

そして、これは最後の15分になりますけれども、7時から7時15分、普通車84台、トラック、バス1台。台数は少し減ったが、引き続きの15分間も集会所を越えての渋滞が続く。

これで調査は終わったんですけれども、皆さん、最後のやつと最後から前のやつ、6時45分から7時までのやつと、7時から7時15分前のやつをちょっと見てほしいんですけれども、台数は20台くらい減っているんですよ。しかし、台数は20台減っているが、渋滞の状態は変わらないですね。それは皆さんなぜだと思いますか。これは、私ずっと考えていたんですよ。何で台数減ったのに渋滞が続くんだろうと。

まず1つは、突発的に起きるということです、あその場所は。非常に突発的に車が集まる可能性がある。さらに、先ほども言ったトラックとかバスが入ったがために、車がスムーズに動かない。何よりも特徴なのが、普通車が信号が変わると最高12台しか通ることができない。これは何回も数えました。最高12台でした。ひどいときは4台しか通れない場合があります。最高12台しか通れない。集会所までの普通車が連ねるのは約18台、そう考えれば、やっぱり完全に渋滞しているんだなというふうに私は思いました。

ただ、これがいつもかということ、私はそれははっきり物を言えないんですよ。なぜかというと、1日しか調査できなかったから。ただ、こういうことが一番最悪だと思って行政は対応すべきだと。対応というか、考えて調査すべきだと、私は今回の調査では思ったんです。

引き続き、質問の通告そのまま移ります。

鏡石に住んでいて、須賀川方面にお勤めの方だったら何度もひどい渋滞を体験し、強いストレスを感じているのではないかと考えられます。さらに、旧国道沿いにお住まいがある方々は、渋滞時には車も出せない、入れない問題まで併発していますが、この社会問題について町長の問題認識をお聞きします。どういうふうに認識しますかということをしっかりお聞きしたいなと思います。

2番目の質問に移らせていただきます。

高齢化社会に対応した街づくりについてなんですけれども、これは3月にも一度質問しているんですが、ここの質問のイメージというのは、もちろん執行部の方々がどういうふうの問題認識をしているのかなと、どういうふうに考えているのかなと、そういうことをしっかり私は議員としてお聞きしたいと思っています。これを読ませていただきます。

高齢な方々がJR線の路線を横切り移動する場合に、駅前の地下通路、あそこの立体跨線橋、皆さんよくご存じですね。前の町長さんがつくったやつですね。それと、駅の階段を使わなければなりません。例えば高齢者が自転車で移動の際、この3つを利用して移動した場合、上下の落差が厳しく、体にかかる負担が大変なものとお聞きします。さらに橋においては、高齢者の方が自転車を押しながら移動しているところを見ると、心が痛みます。町長、私たちがいつかは年をとります。体力のない高齢者の方々のため、ぜひ何らかの改善策をお考えにはならないでしょうか。

これは現実に、例えば先ほどの笠石の橋のことですけれども、あそこでやっぱりおじいちゃん、おばあちゃんが自転車で上りおりしていると、危ないし、しかも途中休憩とかしてたりしますね。これは正直言って酷だなと思いますよ。さらに、中学校へ行く地下通路、あとJR線のところにある階段なんですけども、これもなかなか体の悪い人、障害者の方だったり、高齢化社会になりますので、そういう方々に今後はちょっと難しいのかなと。そういうことを考えると、今度は家にいなさいということになってしまいますよね。家にいなさいというわけではないけれども、こっちの方まで買い物に来たり、そういうことができないと。そういう方々のことも、これからは私らはしっかり認識して考えていかなければいけないと思うんですよ。

確かに、ここにいられる方はほとんど皆さんお若いですから、おじいちゃん、おばあちゃんに比べるとお若いですから、そういうことは全然問題ないだろうと思いますよ。しかし、私ら同僚議員の根本議員から言わせると、事故で足がちょっと不自由なんですけど、なかなかやっぱり階段の上りおりは大変そうに見えますよね。だから、僕らがどこの線引きで街づくりをしていくか、そして考えていくかです。そういうことを私は皆さんにお伝えしたいなと。そういうことに対して町長と執行部の皆さんの考え方はどうなっていると、これから先どうなると。どういう街づくりが必要なのか、高齢者に対しての街づくりが必要なのか、そのハードの部分ですね。今答えるのはもしかしてソフトの部分かもしれませんけれども、そういうところをひとつお聞きしたいと。

3番目に、先ほども話しましたけれども、ロードレースについてです。前は牧場の朝ロードレースだったんですが、これもひとつ読ませていただきたいと思います。

今年からまたロードレースが復活しますが、どんなコンセプトで復活させ、運営を考えているのでしょうか。また、奇跡的な偉業をなし、鏡石中学校の陸上クラブ駅伝チームを5回にわたって全国へ導き、4回入賞の偉業をたたえて、顧問先生のネーミングをいただき記念大会にするといったセンスは必要だと考えますが、いかがでしょうか。大切なのは、専門家の意見を取り入れてしっかりとしたイベントにすることです。

この質問のイメージというのは、前にやったのは一度、お金の関係上、運営上1回中止し

ているわけです。町民の方々、議員の方々の意見もありまして、執行部の方が必要と認定し、また町長が復活させたわけなんです。僕はこう思っているんですよ。こういう新しいものに、また復活させるものに対してはしっかりとしたコンセプト、どういうものを作ったらいいんだろうか、そしてどういう大会であるんだろうか、その位置づけなんですね。そういうことをしっかり計画立ててやっていくことが、今後独立してやっていく鏡石には僕は必要だと思うんですよ。これはいい機会だと思うんです。すごく細かく設定してやっていくことが大切。

この質問のもう一つのイメージには、議員の皆さんもいるんですけども、鏡石中学校の駅伝が5回にわたって全国大会に行く。この1万2,000人の人口の町の子供らが、全国で戦うわけですよ。これは皆さんが思っているよりも奇跡だと思いますよ、僕は。それだけ町長さんも教育費にお金をかけて、教育長も頑張ったわけだから、それはもうしっかり私ら認めます。だからこそ、そういうことを忘れないように。

そしてさらにもう一点、この顧問の先生は県職員になるんですね。県に雇われているわけです。異動があるわけですよ。この先生が異動したときにまた、今では名門と言われる鏡石町の駅伝が引き続き維持できるのか。僕は、その顧問の先生がもし異動になっても、しっかりかかわれるように、そして私らがこの偉業を忘れないようにといったようなことをしっかり考えて、ぜひその偉業をたたえてネーミングをつけて、そしてしっかりとしたコンセプトで運営していただきたいと私の心にはあるんですよ。そういうことを考えての質問なので、ご答弁の方をよろしくお願いします。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 3番、今駒隆幸議員のご質問にお答えいたします。

1番の高久田、朝夕の車の渋滞についてのお尋ねでございますが、先ほど調査の結果についてご報告いただきまして、大変私どもも今後参考にすべきということで、ありがたく受けとめさせていただきます。

高久田、朝夕の交通渋滞問題につきましては、町の交通対策協議会を初め交通安全協会、さらには以前に渡辺議員からもご質問がありましたので、十分に承知しているところでございます。

町といたしましても、これまで須賀川警察署並びに施設を管理する関係機関と協議を行ってきておりまして、時差式信号機の通行時間を延長するなど改良を含めまして、交通安全上からも近くにカーブミラーの設置を初め啓発看板を設置してきたところでございます。

ご承知のとおり、当該交差点は国道4号4車線の交差点でございます、4号線の車両を

優先的に信号機も設定されておるところでございます。したがって、旧国道からの進入車両の台数も限られているのが現状でございます。先ほどの調査の結果が物語っているとおりでございます。

交通渋滞の現状は、常態化傾向にあることは憂慮される事態ではありますが、現在、整備を進めております高久田一貫線が平成18年度末に完了し、供用開始が予定されておりますので、本路線の開通により交通渋滞が緩和されることを期待しているところでございます。

以上でございますが、そのほかの質問につきましては担当課長等の方からお答えいたします。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 3番、今駒議員のご質問の中で、大きな2番の高齢化社会に対応した街づくりということでご質問がございましたが、高齢化社会を迎えまして、バリアフリーを基調とした福祉型のグランドデザインによる街づくりの推進は、住民すべての願いでございます。町としましては、限られた予算を有効に活用しまして、公共施設を中心にバリアフリー化に努めてまいりましたが、今後も引き続き高齢者の方々が住みよい街づくりの実現に向けて、各種事業に取り組んでいきたいと考えております。

地下通路や立体橋等における歩行や自転車通行も、高齢者の方々にとしましては大変容易でない部分もあろうかと思えます。こうした箇所につきましては、エレベーターなどの設置による改善も考えられますが、これには多額の費用を要することとなります。このような問題点も含めまして、今後も高齢者を初め、人に優しい街づくりの調査検討に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

大きな3番のロードレースについて、どんなコンセプトで復活させ運営を考えているのか。また、顧問の先生のネーミングで記念大会にすることはどうか。さらに、専門家の意見を取り入れたイベントにすることというご質問ですが、ロードレース大会につきましては、平成15年から2年間休止してございましたが、町内外の多くの皆様から開催について強い要望が寄せられ、今年度再開することになりました。

大会のコンセプトはとのことですが、お尋ねの中にもありました鏡石中学校駅伝部の全国大会での活躍、またふくしま駅伝での鏡石町チームの活躍など、駅伝に強い鏡石町をより広くPRするため、駅伝大会をメインに実施する計画でおります。また、多くの皆様に参加していただき、走る楽しさを実感していただくとともに、長距離ランナーの育成と底辺拡大を

目指し、部門別のロードレース大会もあわせて開催したいと考えております。

先生のネーミングでの記念大会とのことですが、現在の立場からはできないものと考えております。

なお、大会運営は、関係団体で組織しました実行委員会が主体となりまして、町体育指導委員会、岩瀬郡市陸上競技協会が主たる競技運営に当たり、専門家の意見につきましては、近藤先生も含めた町の体育指導員や学校、陸上競技協会の方々の意見をいただきながら進めていく予定であります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 3番、今駒隆幸君の再質問の発言を許します。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） よくわかりました。本当に、高久田の旧国道沿いの渋滞のことについては、執行部の皆さんも、今町長さんからお答えもありましたように、私らそれを改善するというのを前提に一つ話し合わなくちゃいけないし、もしかしたら町民の皆さんとかに対して、こういう問題を私は認識していますよということをしっかり伝えることも今後必要なのかなと思うんです。やっぱり僕、朝声かけられて、渋滞を直してくれよと。3件も声かけられたんですよ。今の社会で、なかなかそういう声かけて直してくれよという言葉なんていうのは余り発しないと思いますよ、今の社会では。昔はちょっとそういうのはあったかもしれないけれども、今は皆さん朝忙しいとき、最初何やっているんだと。いや、渋滞調査しているんですよ。じゃこの渋滞を何とかしてくれよと。そういうことを声かけられて、私はこれは強く皆さんにお伝えしなくちゃいけないなと。

私らはもうすべてが町民のためですからね。だから、ぜひ町長、執行部の皆さん、しっかりそういうことを意識して考えてほしいし、そして自分らが何ができるか、予算がなくても何ができるかということをもたまた調査して、報告することがすごく大切だと思いますよ。皆さんは人間ですから、100%できないのは私は知っていますから、人間ですから。だから、無理はそんなに言いませんけれども、ぜひこの高久田のことについては考えてほしいと。

それと、先ほど森尾議員からアドバイスもらったわけなんですけど、信号の変わる比率を、今現在8対2なのかな。8対2から7対3にすることはすごく難しいんだろうかと。僕も、7対3だったら少し緩和はされるなと思っているんですよ。それともう一つ、時間帯によって大型の進入禁止とかもやると効果あるんだなと。それは私、座ってみてわかりました。そういうことも含めて考えられないか、もう一つお聞きします。

それとつけ加えます。あそこの渋滞の問題は、一番僕が恐れているのは事故。今皆さん、こういう社会状況になって、ひどく運転マナーが悪くなっているのを皆さんもご存じですよ。これは間違いなくあの状況で、僕は鏡石町民の方々がああいうところで事故、交差点で

の事故、急いだための事故、そして付近の方、旧国道沿いの方々が出入りするのに事故を起こしたりするのを、この前すごく僕は危惧したわけなんです、たった1日だけですけれども。そういうこともしっかり考えてほしいなと。このことだけもう一回、しっかり意識しているか、認識としてとらえているかお聞きします。

高齢化社会に対応した街づくりについて、本当に前向きな意見をいただきましたので、これはぜひ、やっぱり痛みのある方々の気持ちになって私ら行政が運営していくことがすごく大切ですよね。僕ら人間だから、その人らの身になることなんていうのはすごく難しいのはわかるんです。ただ、皆さん、何度も言いますが、私らも年とりますから、それだけではぜひ考えてください。そのときになって、あっと思っただけではいけないですよ、皆さん。なぜかという、税金で雇われてるから、僕らはね。だからこそしっかりした調査、高齢化社会に向けてそういう細かいことをチェックしていくことが大切だと思っているんです。

僕は橋が悪いとか、階段が悪いと言っているわけじゃないですよ。ここは大都会じゃないから、そんなお金もないのは僕はよくわかっているんです。ただ、それでもこの町がこういうふうにならなくて、僕らが雇われているのは、先人の方々が一生懸命鏡石を築いてきたというところもあるんですよ。だから、その責任を受け継いで、私らはそういう世代に対して意識しながらやっていくことも大切だなと。意識することが大切だなと。

そして、何回も言いますが、そういう方々にこういう問題を私ら認識持っていますよと、ただお金がないから、ちょっと今やれないんです、そういうことをしっかり伝えるべきだと思うんです。僕はそう思うんです。そうすれば、そういう方々、ご高齢の方々とか足の悪い方々にも意識として通じると。できる限りそういう努力は、努めていくことは大切なので、そういう意識をきっちり持ってほしい。

そして、ぜひともそういうメッセージも、一番のリーダーは町長さんですから、そういう方が皆さんに向けて発することがすごく大事なのかなと、私はいつも思っております。町民の方はそういう少しの言葉で納得することが多いですよ。なぜかという、みんなよくわかっているんです、今の社会状況を。僕は執行部の皆さんはよくやっていると思います。問題がいっぱいあるのはしょうがないです、それは。問題なかったら行政必要ないですからね。だから、よくやっていると思いますので、さらによくなること、さらに住民にサービスすることの精神を持ちながら、こういう高齢化に対応した街づくりもしていく。

3月に言ったベンチ設置もそうです。なぜそのベンチ設置が必要なのかということ、大切なのは調査するということなんですね。それで、調査してこうで必要ないと、そういう説明ができたなら、私らもまた説明しては返すということが、この議会と執行部のあり方なのかなと私は思います。

ぜひこの高齢化問題のことは、この町は非常に若い人たちが住んでいますが、絶

対高齢化をまた迎えます。そのときに、先ほども言いましたが、どういうコンセプトを持ってそれに対応していくか。全体的なコンセプトじゃないです。その段階、段階に向けたコンセプトを持って私らが町民に説明をしていくこと、執行部の皆さんが町民に説明をすることが大切なんです。

私、4日前か5日前か、お葬式が町でありまして、30代の車いすの方が、そこの新しくできたセブンイレブンの前で、車いすで歩いていたわけです、お葬式に行くのにね。そこのセブンイレブンに買い物しに行ったと思うんです。僕は思ったね、皆さん。これはやっぱり車いすの方々には不自由なんだと。皆さんもお金があれば、そういうことも全部直したいというのは、僕は気持ちわかっているよ。ただ、現実的に今、体の不自由な方、高齢化の方々に対して、そういう段差だったり階段だったり橋だったり、そういうことがかなり負担になっていますので、ぜひ私たちがしっかりしたイメージを持ってそういうのに対応していくということを考えてほしいなと、私は思っているんです。

それで、ロードレースについてなんですけど、しっかりわかりました。ぜひまた休止なんてないように、これは僕からも、議会の皆さんもプレッシャーを皆さんに与えているかというか、それはちゃんと皆さん税金で雇われているわけですから、きっちりとした形で100%はないのはわかっています。でも、きっちりとした形でわかりやすく、そして町の活性化になるように、それが名物になるように、30年も40年も続くように、そういうイメージでコンセプトを持ってほしい。

それで、1点だけお聞きしたいんですよ。先ほど1回目の質問でも言ったけれども、僕が危惧しているのは、中学校の今回の全国大会に行けた理由というのは、町の姿勢もあるのもわかる。ただ、皆さんがわかっているとおり、やっぱり顧問の先生の力なんですよ。この間、私も1回見に行ったけれどもすばらしいんですよ、本当に。子供たちの姿勢、ふだんの姿勢、そういうことまでも教育なされている方だと思うんです。そういう方がもし異動した場合、こういうことが本当に維持できるのかなと。ほかの先生が来た場合、維持できるのか。どういうふうに前の顧問の先生をうまく参加させる、外からの力もかりる、そういうこともしっかりやらなくちゃいけないんですよ。そういうことは実際どうなんでしょう。考えているんでしょうか。

私ら単体だけでやっていたのでは絶対に広まりませんよ。いろいろなところの力をかりないといけません。だから、顧問の先生が仮に異動した場合でも参加してくれる。その方は専門家と私は思っていますので、そういう方も参加できて運営できる、そういうロードレースはできないか、もう一度お聞きします。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 3番議員の再質問にお答えします。4点ほどありましたので申し上げます。

高久田の交差点の朝夕の渋滞について、町民にその認識を伝えるべきではないかということとあります。これも朝より、実態調査でわかるように、通勤者等の帰りに込む渋滞でございまして、非常に広域的な道路幹線というふうに呼んでおります。これもとらえて、周辺住民のご協力を含めた広報、PR等もしていきたいと考えております。

2番目の信号の変化率を何とかならないかということとありますが、これは福島県の交通規制課によりますと、この4号線の通過交通については、全体的にコントロールされていると、1カ所だけではないということとあります。要するに、各部門のところにセンサーがついておりまして、その日その日によって、車の通過によって変わるということと、その車の交通量をさばいているというのが実態だそうとあります。8対2から7対3になるときもあるということと、その実態はなっております。

ただし難点は、あの場所については、須賀川から鏡石に入った場合の2車線から1車線に絞られております。ボトルネックというんですが、そこで時間がかかってしまうということと、今後の4車線拡幅に期待するものであります。

3番の時間帯によって大型車の進入禁止はどうかと。例えば自粛ということもありますが、あの程度の道路であって規制することについては、非常に課題が多過ぎるのではないかと。ご意見としては承っておきます。

最後に、渋滞による事故が心配されると。これはどこの場所でも同じであります。この周辺住民含め、ドライバーのマナーと注意と、そういう意識高揚を図っていきます。

なお、物理的な事故で起きた場合においては非常に困りますので、これは須賀川警察署と4号線を管理する国土交通省とも十分協議し、事故のないように配慮してまいりたいと思います。

以上です。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 3番、今駒議員の再質問にご答弁を申し上げます。

高齢者の方あるいは障害者の方を大切に街づくりを進めるべきだというご質問でありますが、高齢者の方あるいは障害者の方々が安全で快適に社会生活を送れるような街づくりをしなければならないということは、当然の使命ということで認識しているところでございますけれども、利用される高齢者の方々が容易に利用できれば、これにこしたことはないということとを考えておりますので、引き続きまして、今後も前向きに検討してまいりたいと

いうふうに考えております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 3番議員の再質問にお答えを申し上げます。

ロードレース大会につきましては、2年間休止ということで、大変再開のご要望をいただきまして、皆様のご協力によりまして今回開催の運びになりました。いろいろご協力ありがとうございました。

今後休止のないように、あるいはロードレース大会を開催することで町の活性化につながるようにというご要望でございまして、このご要望にも精いっぱいおこたえできるように、いい大会にしていきたいと思いますというふうに考えております。

また、中学校の全国大会出場とその指導者のことですが、これは学校教育の一環での駅伝大会でございますので、今ご指摘のように、先生には異動ということがございます。これが、この駅伝チームが今後も維持できるかというような、大変私にとってはつらいご質問でございますが、維持できるように努力をしないと、こんなふうに考えております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 3番、今駒隆幸君の一般質問はこれまでとします。

円 谷 寛 君

議長（菊地栄助君） 次に、12番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 第9回定例会の一般質問、2人目の登壇をさせていただきます12番議員の円谷寛でございます。

我々の議員の任期中の定例会は、年4回、4年で16回です。そうしますと、第9回と申しますと折り返し点を過ぎたわけでございます。全く月日のたつのは早いものでございまして、まさに光陰矢のごとしという思いでございます。

先日、前回この一般質問の傍聴に来られたある町民から、どうもおまえの一般質問は前置きが長過ぎるぞと、こういう指摘をいただきました。自分でこれは反省をすべき点ではあるというふうには思っておりますけれども、ただ、私は定例会ごとに一般質問をやっておりますので、後で議事録を読んで、そのときの我々の議会で取り組んだ政治課題と、さらには時代背景、政治状況とかそういうものはどうだったのかと、こういうものをぜひ考えながら、後で振り返ってみたいという思いがございますので、やっぱり若干状況についてお話をさせ

ていただきたいというふうに思います。

3月定例会以降の情勢では、やはり国際的には中国と韓国の反日ムードというものが非常に高まっているということが特徴的ではないかというふうに思うんです。戦後60年もたって、なぜこんな問題が起こるのかということをも不思議に思っている国民も大変多くなっております。それは当然でございます。60年という歳月は非常に長いわけでございますから、それを過ぎてもまた問題になる事態というのは一体どうなのかということをも、やはり我々は今真剣に考えていかなくちゃならないと思うんですね。

これは、やはり足を踏まれた人の痛みというのは、踏んだ人にはわからないということではないかというふうに思うんです。日本は第2次大戦で、満州事変をきっかけとして、昭和6年9月28日に満州において、満鉄というこの鉄道を自分で爆破をして、中国がやったんだということで戦争を開始したわけですね。それはもう中国の国民にとっては非常にふんまんやる方ないということもございますが、これをきっかけとして、15年間にわたって日本は中国に侵略をしていったわけでございます。

この間、つぎ込んだ兵力、さらにはこの中で繰り返された殺りくというものについては、もう話にならない、非常に膨大なものでございまして、中国の教科書には2,000万人が死んだということになっておりますが、日本の学者の中でも数字についてはいろいろ異論があるようでございます。ただ、半分の1,000万人にしても、これは大変な数字であるというふうに思うんです。この人たちが皆、親きょうだいがあり、妻、子供があったわけでございますから、その恨みがまだまだ残っていると。それをやはり我々は忘れてはならないのではないかと思います。日本が勝手に侵略をしていったと。

日本の最近の状況を見れば、靖国神社に首相は参拝はするは、さらにはサンケイグループの扶桑社という会社の教科書は、この戦争はあたかも当然であるかのような書き方をして扱っているわけでございます。これは、侵略戦争の被害を受けた者が怒るのは当然のことでございます。これはやはり我々は理解をしなくちゃならない。

一方のドイツなどは、やはり教科書をつくるにしても、ポーランドに行って、ポーランドの政府と協議をして、その戦争の実態というものを教科書に載せているということがあるわけですから、そういう意味では日本の反省はまだまだ不十分だというふうに思うんです。

国内の状況については、郵政民営化と、JR福知山線の列車衝突事故という2つの問題があるだろうと思います。

今国会の最重要議案として、郵政民営化等法案というものが今国会の中で審議をされておりますけれども、これは非常に我々にとって重大なこれからの生活に影響を与える、そういう問題ではないかというふうに思うんです。この郵政民営化によって、1枚50円のはがきが、1通80円の封書が、果たしていつまで守られるか、これは大変に疑問に思うところでござい

ます。特に、都会地ではまだしも、地方の山間地などにおいて、やはり配達が2日に1回、3日に1回になっていくことは、もう避けられないというふうに思います。こういう面で、地方がますます住みにくい、そういう状況が来ることは間違いないのでございます。

さらに、世界一とも言われる巨額の郵便貯金あるいは簡易保険の資金というものが、一般の人々に貸し出しをされるということになった場合の中小の金融機関、信用金庫とかJAとか、そういうところの金融機関に与える影響というものは一体どうなるか。恐らくこれは倒産続出という問題が出てくるのではないかと思うんです。こういうものに十分に対応しないまま、まだ公社化をして1年ちょっとの間でこの民営化というのは、余りにも急ぎ過ぎるのではないかということをおぼろげに危惧するわけでございます。

2つ目は、4月25日のJR西日本福知山線の列車衝突事故でございます。日本の鉄道事故史上では4位、JRの事故では最大の重大事故が発生をしたわけでございます。死者107人、重軽傷者400数十人というこの数字は、まさに驚くべき巨大な事故でございます。

マスコミはさまざまな報道をしておりますけれども、私はこの問題の根本に、JRの人権無視の労務管理、さらには徹底した組合差別等、その結果による組合の御用組合化があるのではないかというふうに考えております。運転士も亡くなっておりますので、やはり一つの犠牲者でありますけれども、死者にむち打つということは日本の風土では余りこれはいいことではないことになっておりますけれども、しかし、数日前に発売された「文藝春秋」には、この運転士の20通の反省文というものが載っております。私も購入をして目を通しましたけれども、「文藝春秋」とJRというものは、JRがこの文書を出さなければ「文藝春秋」は手に入らないわけですね。

ですから、この手記によって、反省文によって、この事故はこの運転士のまさに個人的な欠陥だと。70キロのところを100キロを超えるスピードを出したのはとんでもない、考えられないことだということで、この運転士に責任をなすりつけようとしているわけでございますけれども、確かにこの運転士にいろいろな人間的な欠陥があったとしても、だとしたならば、なぜその後、運転士の乗務を外さなかったのかということが私は問題だと思うんです。もし運転士が、国労とか旧動労系のですね。旧動労系というのは、分割民営化のときに松崎明という、我々は革マル派と言ってきたんですけれども、この指導者が戦闘的な労働運動をとってきたんですけれども、徹底的に御用組合化をして、この分割民営に賛成をしていて組織の温存を図ろうとしたわけです。しかし、東日本は松崎明がまだ影で君臨して支配しておりますし、そのときの盟約をした幹部がまだJRの幹部にいるわけですから、まだここまでできないんですけれども、西日本はそういう因縁が弱かったのか、分割民営が一段落するや、徹底的に組織分裂を図りまして、今や少数組合になったわけでございます。

ですから、国労、旧動労系の組合の所属であったならば、この運転士というのはどうに乗

務を外されていたんですね。むしろ23歳で運転士となることなどは到底考えられない。そういう差別がJRの中では徹底して行われているということです。本人の適格性、それ以前に、やはり組合の所属によってすべてを考え判断をしていく。そして労務管理が行われているということに、私はこのような重大事故を起こす大きな原因があるのではないかというふうに思います。労働組合の弱体化とか御用組合化というのは、いかに我々の命を危うくするかということを示しているのではないかと思うんです。

私が国鉄に就職した昭和38年、その年の11月9日に京浜東北線で列車の二重衝突事故が発生しました。160名余りの人々が犠牲になった大事故でございましたけれども、ちょうどこの11月9日に、九州の福岡県大牟田市にあります三池炭鉱で、大炭じん爆発事故が発生したわけでございます。これで460名余りの労働者がなくなり、さらに一酸化炭素中毒ということで、私も長い間このCO患者を支援する会などに入って、毎月会費を納めてきた経過がございますけれども、このCO患者が大量に発生したわけでございます。

これは、昭和35年の三池闘争前までは、労働組合の幹部というのは現場の保安管理者、保安の安全点検者として労働者の安全を確認するのが仕事だったわけですね。しかし、三池闘争前に、会社側はこの労働者を生産障害者というレッテルを張って、1,200名の首切りを実行したわけです。これに対抗して、あの史上最大と言われる三池闘争というものが安保闘争と一緒に闘われて、日本の労働者が総力を挙げて闘ってきたわけでございますけれども、闘いは残念ながら破れまして、その1,200名が首になった後に、徹底した利益優先の中でこれだけの炭じん爆発事故を生み出してきたわけでございます。

JRも同じように、発足に当たり国会で当時の中曽根総理大臣、橋本運輸大臣は繰り返し繰り返し1人の労働者も路頭に迷わせないんだということを答弁し続けてきたわけでございますけれども、舌の根も乾かないうちにその約束をほごにして、1,047名もの労働者を、特に組合差別をして、国労に集中をして首を切ったわけでございまして、その結果の今日の御用組合が多数派を占め、労働組合が弱体化をして多数組合が御用組合化を図っていったと。そして今日の利益優先主義、安全無視が今回の事故が発生しているんだということをぜひ皆さんにご理解をしていただきたいと思いますものだというふうに思うわけでございます。

それでは、通告書に従って具体的な質問に入りたいと思います。

1点目は、2小通学バス代補助の廃止についてということで、先日ある町民から、通学バス代の補助打ち切りで説明会を開くんだという話を聞いたわけでございます。予算の審議の中にも、何かこれはなくしたいというふうな意向を町当局は持っているなど私は感じていたんですけれども、実情は正確にはどうなのか。やはり議会とよく相談をしながら、こういう重大な案件は進めていただきたいと思いますので、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

私としては、やはりこれは2小を移転する場合に、学区再編をする場合に、前町長の間とはいえ、約束をしてきた事柄でございまして、約束を破ってはいけないということが1つと、やはりこれから少子化の中で子育て支援、こういうことは政治の重要な課題ではないかと思うんです。ですから、ここで父兄負担をふやすことは大変問題があるということでございます。むしろ不公平があるというのであれば、やはり子育て支援の観点から、久来石の生徒、あるいは高久田とか蒲之沢などの学校から一定距離以上の生徒については、バス代の補助を町がやるということが必要なのではないかと思うんです。

同時に、通学バス代の補助を打ち切るということになれば、今ほとんどの家庭が車を所持しているわけですから、自腹で定期券を買うというよりも、むしろマイカーになるのではないかと。それは先ほど今駒議員が述べているような交通渋滞の一つの要因もなすことになるでありましょうし、さらには地方バス路線の、補助によって運営されていると言ってもいいようなそのバス路線がますます怪しくなっていくのではないかと。そういう意味でもこのバス代の補助の廃止というものは、大変町民に大きな影響を与えるものであるというふうに思うのでございますけれども、教育長の見解をお尋ねしたいわけでございます。

2点目は、2小の放課後児童クラブの運営についてお尋ねをしたいと思います。

2小の放課後クラブということで、大変地元の父兄は期待をしてきたわけでございます。しかし、いざ中身について具体化をしていきますと、児童館のように上級生には開放できないと、上級生は児童館に行ってもらいたいと、こういうことを言われたということで、ある町民が私のところに、何で児童館と同じようにできないんですかということで質問されましたので、私はその辺はちょっとわからないので、質問してお尋ねをしておきたいというふうに思ったわけでございます。やはりこれは地元の期待が大変大きいわけでございますから、児童館と同じような扱いはいろいろ工夫をすればできるのではないかな、そのような取り組みはできないのかという意味を含めての質問でございます。

3点目は、プール運営費の削減についてであります。プールの維持管理費、大変な町財政を圧迫していると思うんですね。バス代の補助の打ち切りなんていうものは話にならない、比較にならないほどのお金をプールにはつぎ込んでいます。維持管理だけでこれほどの金額なんですね。7,000数百万というお金がかかっているわけです。しかも、利用者は8割が町外であるというわけです。その費用と比べれば、もう少しほかの施策、もっともったいい施策ができるのではないかと私は思っています。

次に述べる駅東開発などについてもお金がないからできないと言っているんですけれども、その重大性を考えれば、そんなプールなんかは、私もこの前地権者説明会で質問しましたけれども、プールなんか営業を休んでも、駅東開発はしなくちゃならないんじゃないかと言ったんですけれども、それとこれは違うなんて言いますけれども、町のお金がないと言うんだ

ったらば、そういうことも当然考えなくちゃならないと言ったわけですがけれども、このプール運営費の削減については、もう少し本気になってできないのか。

折しも今、月刊誌の「政経東北」、さらには「月刊タクテクス」などにおいて、談合入札が行われていると。一般商業新聞に出ていますね、談合入札の情報が流れたと。そのとおり、談合情報どおりに落札をして、その落札価格というものは予定価格の99%だというふうな話になっておりますね。これはゆゆしき問題だと思うんです。これだけマスコミに騒がれているのにかかわらず、99%の予定価格の値段で落札をされるというのは異常事態だと思うんです。ですから、これはやはり根本から改善をしないと、町の財政の建て直しはできないと私は思うわけでございまして、この問題に対する町当局の見解をお尋ねするわけでございます。

4点目は、駅東開発の推進についてでございます。

駅東開発というものは、第3次基本計画、第4次基本計画の中で中心的な町の課題として位置づけられている基本中の基本です。本当の大黒柱ですね、町づくりの。これが今、暗礁に乗り上げたということで、先日の地権者説明会にも参加をした地権者は大変怒っておりますけれども、町長が出ないということで、何で出ないんだと。これより大事な会議があるのかというふうな不満を述べている地権者もおりましたし、話を聞いてみれば、大変高額な相続税を払わされたと、市街化区域になったということで相続税を払わされた。しかし、これは計画があるので利用もできないということで、一方的に税金だけ取られて、利用はできないということで、今暗礁に乗り上げているということで地権者は大変大きな怒りを持っているわけでございます。

これは、今回の議会で補正予算を組んで調査をするなんて言っているんですけれども、やはりこれはもうそういう地権者の心情を考えた場合において、やめるなんて、あるいは変なことにはならないということで、これはきちんと開発は推進をするということがないと、やはり地権者は納得しないし、町づくりとして人口をふやしていく、そのためには優良な住宅団地をつくって販売していく。私は、この地域は住宅団地をつくれれば必ず売れるというふうに思うんですね。

というのは、鏡石の駅から近い、そして郡山駅から鏡石まで列車によっては16分で行くんですね。郡山の中心地に16分で行ける。そこから歩いて五、六分のところに開発されるわけですから、これはもう絶対的に売れると思うんです。郡山の本当に中心部に20分足らずで行けると、そういう地の利というものを考えれば、ここに住宅団地を造成して、そして住宅をふやすことによって、固定資産税あるいは町・県民税の収入が我々の自治体を潤すことになるわけでございますから、町づくりの基本としてぜひこれは断行していかなくちゃならない。そういう決意をここで示していただきたいということで、1回目の質問を終わりたいと思います。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 12番、円谷寛議員の質問にお答えいたします。

4番の駅東開発の推進についてでございますが、ご承知のとおり、駅東第1土地区画整理事業につきましては、平成12年度に事業認可を受けて以来、面工事着工に向けて準備を進めてきたところであります。しかしながら、3月議会でも答弁申し上げましたけれども、国が進める三位一体改革等々によりまして地方交付税、大変減額されてまいりました。こういった財政事情から、本事業は今年度面工事を休止せざるを得ないと、そういうことになりました。

今後は、変革する社会情勢等踏まえ、本事業の再検討を行うとともに、整備手法の多角的な調査等を実施し、本事業の方向性を見出していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

なお、ほかの質問につきましては、担当課長等からお答えいたさせます。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 12番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

大きな1番の2小通学バス代補助の廃止についてでございますが、第2小学校通学バス乗車券補助事業につきましては、第2小学校の移転改築時に、低学年児童の通学のために昭和58年度から実施してきたものでございます。事業開始から20年以上がたち、所期の目的が達したと判断できる期間が経過したこと、また通学バスの補助が一部の児童ということで不公平であるとの意見もあり、今後廃止する方向で考えております。

そのため、地域の方々の理解を求める必要があることから、4月30日に成田区の代議員の方々に、また5月30日には幼稚園と小学校低学年の保護者の方々に、それぞれこれまでの経過と今後の方向性について説明をさせていただきました。

続きまして、3番目のプール運営費の削減についてでございますが、町民プールの運営につきましては、開館以来運営方法や経費削減について検討し、可能なものから実施してきたところでございます。今後もさらに経費の節減と使用料の増収方法について検討し、実施してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 12番議員の質問にご答弁申し上げます。

大きな2番の2小放課後児童クラブの運営について、児童館のように上級生、いわゆる4年生以上にも開放すべきではないかと思うが、できない事情はどんなものがあるかについてご答弁申し上げます。

2小の空き教室を利用しました放課後児童クラブにつきましては、家庭環境の変化、特に核家族化や共働きによりまして、児童館の利用登録児童も増加しております。また、2小区の保護者からも要望がありまして、子育て支援をより図るために、空き教室の改修を待たずして、暫定的に2小放課後児童クラブをこの4月に開設したところです。

ご質問の4年生以上の利用につきましては、従来から児童館においても1年生から3年生を登録児童として、そして4年生以上につきましては自由来館として放課後利用していただいております。2小放課後児童クラブにつきましても、登録児童につきましては児童館同様、1年生から3年生を対象としておりまして、空き教室を利用することから、児童館としての機能の持ち合わせがないことや、職員配置の面、さらには学校施設内であることから、登録児童とそうでない児童とでの安全性などの面からも、現時点では4年生以上の利用を対象外としているところでありますが、経過を見ながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 再質問をさせていただきます。

まず、2小通学バスの補助の廃止ですけれども、一体このバス代補助の廃止で幾ら経費が節約をできるのかということをお尋ねをしたいと思います。

2点目は、父兄説明会あるいは代議員に対する説明会をやってきたということですが、この中ではどんな意見が出されたのか。皆さんが理解をしたということになっているのかどうかということをお尋ねしたいわけでございます。

それから、そういう意味では財政が大分厳しいんだと思うんですね。その割には、プールの運営費の削減については余り本気でないですね。「月刊タクテクス」とかほかの月刊誌でも、他の施設、例えば那須町のプールなどは2,000万も安い。矢吹のプールは半額ぐらいで運営していますね。そういうふうに多くの金額 設備が違うと一言で言うんですけども、私が何回も行って見ている中では、夜間なんかはほとんど矢吹のプールと変わらないんですね、人の配置というのは。監視員も2人しか中にはいないですし、ほとんどウォータースライダーなんていうのも動いていない。こういう状況の中で、なぜそんなにお金がかかるのかということが全くわかりません。

だから、やはり「月刊タクテクス」でも指摘をしますように、この会社は一体何なのかと。

事務所も満足にない。役員もほとんど常勤なんていう人はいない。そして、これだけの巨額の町の事業を請け負ってやっていると。不思議でならないということを書いているんです。これは、もしかしてプール金の会社じゃないかなんていうことを言われているんです。大変な疑惑でありまして、これはきちんとそういう疑問には、公金ですから、公金を使って一部の特定の企業とか人間にだけ利益を保証するということはあってはならないことでありますので、もっと精査をして、あるいは入札についても、談合の情報があったんだっただらば、それ以外の業者を新しく入札に参加をさせるというようなことをやらないと、一向に改善されない。99%という予定価格に対する落札なんていうのは、今どき考えられないですね。こんな仕事は、何も職員をまるっこで抱え込めば、だれでもできるような感じですね、職員はそのまま雇えばいいんですから。本当の入札をやれば、もっともっと安くなるのは間違いないんです。そういう努力をしないで、やはり特定の業者に特別な利益を保証している。これは何かあるなということを一一般の町民も勘ぐって不思議でないと思うんです。そういう疑いを持たれるようなことは、やはりすべきではないのではないかと。

特に、そのネットワーク鏡石という会社について、やはりこれは多くの人たちが、月刊誌もそうですけれども、疑問を持つのは、特別な人たちがやっているということですね、この会社を。こういうことを十分　そういう人たちは、特に町のお金を対して襟を正さなくちゃならない人たちが役員をやっている。そういう人たちが町のそういう税金を食い物にしているという印象が出ているわけです。ですから、ここはやはり自ら襟を正さないと、町民の批判、怒りというものが大きくなっていくのではないかと思いますので、その入札について、なぜオープンにして、談合情報があったんだっただらば、その業者を再指名をし直すとか何かやらないのかということをまずお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、やはり直営方式というものを考えるべきなんです。矢吹なんかは直営で職員を配置して、2人の人件費を集めても半分近くの値段でやっています。矢吹の場合は、平日でも午前中からやっています。そして、2階にはトレーニングセンターというのがちゃんとあります。1日4回、鏡石の場合は平日は1日3回しか運営していませんね。ですから、こんなに維持管理費が違うということは、やはり許されないと思うんです。

那須のプールについては、我々も特別委員会で見てきましたけれども、ほとんど変わらないような施設であって、しかも2,000万円以上も安くやっているということを月刊誌が指摘しておりますね。そういう状況の中で、鏡石だけが特別高い維持管理費をこのプールに費やしているということは、到底この財政状況の中で許されないのではないかとこのように思うんです。

その辺について、ある町民は私にこういうことを言っていますよ。やはり検討すべきではないかと思うので一言申し上げますが、町では商工会、さらには社会福祉協議会に職員を派

遣しているのではないかと、これは義務づけられているものではないのではないかと。むしろそういう職員に帰ってきてもらって、そして矢吹のようにプールの維持管理に充てて、あるいは掃除などはシルバーセンターに頼んだり、あるいは臨時職員、パートタイマーなどを雇えば、その職員にはもともと給料を払っているわけですから、町の新たな財政支出というのは大変少なくなるのではないかと、こういう指摘を私に言ってきている、元議員で議長までやった人ですね、私に言ってきておりますから、その辺も検討していただきたいものだというふうに思います。

それから、駅東についてお尋ねしますけれども、やはりこれは地権者が大変切実に思っている。この間もある人に、売買契約をしたならば、その契約がキャンセルをされてしまったということを嘆いている町民がございました。せっかく売れたから、いろいろ資金の計画などもあったんでしょう。それがキャンセルされたことによって、予定が狂ってしまったということを嘆いている地権者がございましたけれども、このように大変大きい切実な問題を惹起しているんですね。このことをもう少し真剣に考えていただいて、ここは何としてでも、自分の給料を削ってでも、執行も議員もですけれども、やはり財源を生み出してやらなくちゃならないんだという、そういう構えをしないと地権者は納得しない。

まして町長、どういう事情があったのか知りませんが、地権者に自分が出ていって説明することをしないで、助役に任せてそういう場に出ていないということは、大変不誠実な態度だというふうに私は思います。そういうこと自体が、やはりこの地権者に与える計画の変更の重大性というものを認識していないのではないかと、ということ非常に危惧するわけです。その辺についてもう一回、地権者に対してどういうふうな、この事業休止というものに対して説明をするのか。納得をしていただく、そういうことは単に三位一体改革による交付税の減なんていうことだけでは納得できないですね、それは。そして、片方にはかなりの、我々に言わせればむだ遣いと言われる今のようなプールの入札、あるいはいろいろありますね。公用車だってなくすべきだし、給料だって減らすべきだと、こういう事の重大性を考えれば。議員もそうですね。そういうことを言っているんですけども、一向に検討しないで、町民にのみ犠牲を強いるような今回の計画変更には納得ができないものがございますから、もう一回、単なる三位一体改革による交付税の減、それだけでは納得ができないということ再度質問として申し上げて、2回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 12番の再質問にお答えいたします。

駅東の4番の件でございますが、3月にもいろいろとお答え申し上げました。それ以上の

状況に変わっておりません、正直申しまして。

ただ、調査費を今度補正で認められましたので、それによって今後の方向性、また手法、そういったものをどうすればこの事業について考えていかれるかというものを調査していく、そういうことでございます。真剣に考えれば考えるほど、この事業につきましては非常に悩むということでございます。何せ小手先の財政の運用だけでは、到底この事業を遂行していくということは、皆さんご案内のとおりであります。したがって、今後も慎重に方向性について調査をしていきたいと、このように考えているところでございます。

私からは以上であります。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 12番議員の再質問にお答えを申し上げます。

2小の通学バスで幾ら削減できるのかと、廃止した場合ですね。ということでございますが、予算書でご案内のとおり約100万ということでございます。

それから、2回ほど説明会を開催いたしました。問題点はあったのかというご質問でございます。特に大きな発言はございませんでした。

ただ、強いて言えば2点ございました。1点は、このバス補助が廃止になると、路線バスまで廃止になってしまうのではないかとのご心配の声。それから、この廃止の時期はいつごろになるのかと、そういう声がありました。

次に、プールの運営費の削減ということでございますが、何度もご答弁を申し上げてまいりましたが、経費の削減に努力をすること、使用料の増収についてさらに努力をすること、この2点でございます。

また、監視業務の委託に係る入札契約については、適正に執行されたというふうに考えております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） どうも納得できるものではないんですけども、再々質問をさせていただきますが、今教育長が言った、バス代の補助をやめると路線バスが危うくなるのではないかとこの疑問ですね。これに対してはどういうふうな考え方を、答えを示したのかという点をまたお尋ねをしたいと思います。

プールの経費削減は、適正にやっているという答弁だったんですね。月刊誌を読んでいるのかな、教育長は。これで一般の町民に、これが適正にやっているというふうに思われるでしょうか。こんなに落札価格が予定価格に近い値段で、99.6%ですよ。こんな競争では

ないでしょう。これは、まさにここに書いてあるように官制談合ではないかと言われてもしようがないですね。これは適正に行われていると言ったって、町民はだれも本気にしませんよ。これは、ここに大きな見出しで出ています。「官制談合の疑惑濃厚、行政の私物化で利権独占」なんて、こういう見出しで一般に販売されている月刊誌に書かれていて、全く反省がないというのは、もう我々は驚いて声も出ないというくらい、本当にびっくりしています。これだけ書かれたならば、普通名誉棄損で告訴しなくちゃならないと思うんです。そうしないつつじつまが合わないんですよ。「官制談合の疑惑濃厚」なんてでっかい見出し、こんな大きな見出しで書かれて、何にも対応できないとしたならば、これはもう大変なことだと思うんです。

やはりこの疑惑には真剣にこたえて、適正にやっていますなんていうことで済まされる問題ではないということをもう少し真剣に考えていただきたいというふうに思うんです。こんな談合情報があったなら、すぐに入札を延期して、新しい業者を指名するということをやらないと、これはだめだと思うんです。これをもう一回、入札について適正にやっているという教育長の答弁は、適正でないというふうに私は思うのでありまして、そこをもう一回、再度検討してこれからの入札のやり直し、来年は業者を組みかえる、新しい業者を入れる、あるいは一般競争入札で指名をしないで自由に参加させるというようなことをやれば、大幅に、例えば図書館の清掃業務なんかは去年は大幅に減額されていますね。何分の1かになっています。こういうことができるんです。業者はよくもそんな値段でやるものだと思っても、それぞれ利益があるんですよ。公共事業に参入したという実績をつくるために、一つの元手だと思ってやっているそういう企業だってあると思うし、それも許されるのではないかと思うんです。ですから、一般競争入札とか、あるいは新しいメンバーで新規業者を参入させるという方向をとらないと、この問題はいつまでもくすぶり続けるだろうと思うんです。町民はやはりそういう答弁では、適正に執行されていますなんていうことでは納得できない。なぜこれほどかかるのか。矢吹と比べていただきたい。

私は、矢吹のプール維持費を毎年、矢吹の役場とか健康センターで聞いておりますけれども、非常に上手に運営している。それでも矢吹の議会は、それはかけ過ぎるのではないかということでもかなり議論をしていますね。我が町議会は、プールの問題で取り上げるのは私だけだ。だけれども、異常ですからね、この値段は。矢吹と比べても異常です。それから那須町と比べても異常だと。矢吹のように、それだけ努力をしながらも、シルバーセンターを使って、職員を使って支払いを 職員の人件費も入って4,000万ぐらいですから、大変節約しているんですけども、にもかかわらず、議会はかけ過ぎると、プールちょっともったいないということで矢吹はやっているんですね。我が方は、それに比べてこういう入札をやって、月刊誌にこういうふうに書かれても適正にやっていますということで答弁では、絶

対にこれは納得のできない問題でございます。

それから駅東開発の、町長は同じような答弁で3月に答弁したと言っているんですが、それで納得できないからまだ聞いているんですよね。地権者は何と言っているか、地権者の声をもっと聞くべきではないかというんです。それに地権者説明会にも出ないで、オウム返しのように三位一体改革による交付税の減なんていうだけでは、町民は納得できない。三位一体改革なんていうのは全国的にやられているわけですからね。それでもいろいろ皆さん努力をして、例えば玉川村なんかは村長の給料30%カット、浅川なんかは半分くらいにしていますね。浅川の町長は、こう言っていますよ。これからは合併をしないでやっていくとすれば、町長、特別職、議員もボランティアでやるくらいでないと到底やっていけませんよと。浅川の町長さん、偉いと思います。こういうことを言っていますね。合併しようとしたんですけども、なかなか町民のアンケート調査などで思わしくなかったということで、そういうことを言っています。

やはり我々は合併をしないで、自立の町づくりをやっていくんだといったならば、三位一体改革で交付税が減らされたから事業ができませんなんていうことでは、やはり納得できない。それなりの決意、ふんどしを締めて、自分の給料を減らすんだと、30%、50%減らすんだというふうな構えの中でないと、これから自立の町づくりなんていうのは到底できないのではないかと思うんです。自分の身だけを大事にして、自分のお腹だけを肥やして、そして事業は次々とつぶしていくということであれば、これはもう町の行く末が案じられるわけでございますから、そういうことではなくして、やはり町民に犠牲を強いる前に、自らを律しながら、自らを締めていかないと、町民は納得できない。そういうことだと思うんですよ。

本当にこの駅東開発については、何回も言うようですけども、地権者に対する大きな悪影響を与えているということですね。これから相続税なんかを取られれば、市街化区域になれば大変な相続税の負担がそれぞれに来ます。しかし、利用はできないということですから、これは何をかいわんや。そして、今度部分的に開発されれば、恐らくその手法の中でいろいろあるんでしょうけれども、大変不整然とした町づくりが行われて、非常に雑然とした町ができ上がってしまう。

さらには、町で購入をしている土地ですね、あの土地を区画整理をやって1カ所に集めないと使い物にならないわけですね。それが、あの土を盛ったまま、毎年草刈りをやってお金をかけて何にも使えない、そして眠らせておくということ、いつまでこれを続けられるのか。私、毎日通って見ておりますけれども、非常にぶざまな姿をさらけ出しているわけでございます。これは一刻も早く解決をしていかなくちゃならない。やはり自分たちの給料を大幅にカットしてでもこの事業はやらなければならないんだと、そういう決意をまず町長は率先して示していくべきである。

私は、この第3次総合開発計画の策定をしたときの特別委員長をさせていただきました。本当に町の基幹的な計画、大黒柱の計画であると思いますので、これをやらないでは鏡石町の未来はない、こういうことを断言できるというふうに思いますので、もう一回腹をくくって、これはどうしてもやるんだというふうな決意を示すべきではないのかということをお願いして、私の一般質問の再々質問を終わりたいと思います。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再々質問にお答えいたします。

この駅東の区画整理事業につきましては、円谷議員に3月にも同じようなことを何度も言われました。あのときもお答えいたしましたけれども、この事業、現計画をかなり精査した中においても、19年度から25年度まで毎年2億、3億、4億、5億の一般会計からの繰り入れをしないと、この事業は成り立ち得ないということを考えてみますと、議会費約9,000万、全部の皆さん方の議会費、職員の給料を含めて。それから、全職員の一般会計の人件費約9億、これを全部半減したと仮定して、この事業が初めて成り立つわけであります。この事業をやるという意思に基づいて身を削るという考え方は、私は一つの考え方であっていいと思いますけれども、現実的に余りにもこの事業費と財源と乖離が大き過ぎるということがまず第1点でございます。

ご案内のように、第3次計画でもこの事業を推進していくということになっておりますけれども、その当時の社会経済情勢と現下の社会経済情勢は全くさま変わりしていると。これは我が町だけではありません。全国、そして全県的な状況であります。この事業をやることによって、確かに整然とした町づくりあるいは鏡石町の未来、そういうものにはつながっていくと思いますけれども、やることによって逆にこの町が立ち行かなくなってしまうということも、数字だけを見ましても歴然としているわけであります。

したがって、地権者の相続税の問題、これについては今税務当局の方で評価額の見直し作業を進めておりまして、そういったところに負担がかからないように今進めているところでございますし、さらには、この事業の今後のあるべき姿、先ほど申し上げましたように、調査等についても十分していかなくならないというふうに思っております。

地権者の方々には、いろいろとそういう面では、当初の町の方針から、今こういう状況になったということで、いろいろ不満やあるいは腐心、そういったものもおありかと思いますが、何せこの事業費の捻出を考えてみた場合には、だれが考えてもこの事業を今のままで遂行するということはなかなかできないということはおわかりではないかと思っておりますので、私どももまた今後も地権者を初め皆様方に実情を十分お伝えしながら、方向性を見出し

ていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 12番議員の再々質問にお答えを申し上げます。

2小バス賃の補助金のこと、路線バスの廃止の方向ということでございますが、路線バスの廃止については教育委員会の所管ではございませんので、ご答弁はご容赦いただきたいというふうに思います。

それからあと、プールの入札関係でございますが、今後すべてこのプールの運営関係についても含めまして、公平公正に執行されるように十分気をつけていきたいと、こんなふうに考えております。

なお、月刊誌のことがございましたが、私はそういう月刊誌は講読しておりません。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

柳 沼 俊 行 君

議長（菊地栄助君） 次に、6番、柳沼俊行君の一般質問の発言を許します。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 午前中に入るとは予測しておりませんでしたので、準備不足もあります。

過日、関東の方に住んでいる方から電話がありました。いや、本当にこの議会も監視される時代かなと私は思った次第であります。町のホームページを見て、質問内容を見たという内容であります。当初、議事録が出たのかなと思って、その点を聞いたら、いや違うんだと、ホームページだということで、言葉を知らない私にとっては大変つらい一面が出てきたなと思っております。今後も町づくりのためにぜひ考えて一般質問し、そしてよりよい町にしたいと思っておりますので、ホームページを見た方には、今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

第4次総合計画に基づく取り組みについて。

（1）町立第1小学校の施設整備について。その中で、小学校体育館の改築推進事業を今年度掲げています。場所はどこか。規模と設備に対する考え方を伺っておきます。

2つ目、国道4号線の拡幅が予定されております。第1小学校の教育環境の整備は考えて

検討されているか伺っておきます。

今、円谷議員の質問にもありましたが、駅東と同じ事業を民間が行っております。これらについて今議会の一般質問で伺いたい関係上から、都市計画法と土地区画整理法に基づく境土地区画整理組合に対する町の取り組みの支援について伺っておきます。

都市計画法の開発行為等の規制、32条、33条、36条、39条、40条、48条に対する町のとらえ方ということで私は質問したのでありますが、これは考え方となっておりますが、とらえ方で質問いたします。

境土地区画整理組合は、土地区画整理法から見て、町としてはどのような位置づけか伺っておきます。

これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 6番、柳沼俊行議員の質問にお答えいたします。

私から、（2）の都市計画法と土地区画整理法に基づく境土地区画整理組合に対する町の取り組みと支援のうちの についてご答弁申し上げます。

これらの条文は、都市計画法による開発許可の基準と検査、開発により設置された公共施設の管理とその土地の帰属、そして公共団体の援助についてのものであります。これらは都市計画区域での開発行為に対して適用される法律であります。土地区画整理事業につきましても、土地区画整理法に基づき実施されるものであります。町は県中都市計画区域にあり、都市計画による町づくりを進めておりますので、町における土地区画整理事業は都市計画事業として施行する土地区画整理事業としての位置づけになります。

私からは以上でございますが、その他の質問につきましては担当課長等の方からお答えいたさせます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 6番議員のご質問にお答えを申し上げます。

第1小学校の体育館の改築がいよいよ実現されそうであります。そこでのご質問であります。第1小学校の体育館は、ご案内のように昭和36年に建築ということで、もう既に40年以上が経過し、大変老朽化しているということが1つ、それから児童数から示される国の基準面積を下回っているということで狭隘であります。このために、保護者が出席するような行事あるいは全校児童の行事、こうしたことには不便を来しているというのが現状であります。

このため、今年度改築に向けまして基本設計とそれから実施設計を同時に発注するというふうにしたいと思っております。この基本設計の中で、建築する場所とか規模あるいは設備、こうした基本的な考え方を、業者の方の提案に基づきながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、今4号国道の拡幅が予定されておりますが、それに伴う学校環境の整備ということでございますが、今後具体的にどの辺まで学校敷地に4号国道が入ってくるのかということがわかってくると思います。その時点で、学校環境が今よりも悪くならないように、さらにその時点で協議をしてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 6番、柳沼議員のご質問の中で、（2）の境土地区画整理組合は、土地区画整理法から見てどのような位置づけかというご質問でございますが、ある一定の区域を施行地区と定めまして、その施行地区内の土地について所有権を有する方、それから借地権を有する方が土地区画整理組合を組織して事業を施行するものを、組合施行の土地区画整理事業となっております。

境土地区画整理組合は、こうした組合として平成4年の7月に設立が認可されておりますので、先ほど町長のご答弁にもございましたように、位置づけとしましては都市計画事業として施行する土地区画整理事業としての位置づけということになっております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ここで議事の都合上、昼食を挟んで午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時51分

開議 午後 1時00分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番、柳沼俊行君の再質問の発言を許します。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 今、休憩の間に木原議員から、境土地区画整理組合は土地区画整理法から見てどのような位置づけかわかっていて質問しているのかという話を今冗談めかしに賜りましたが、前からこの件については一般質問でもあったと記憶しております。そして、今回このような形で出したというのは、やはり駅東がちょっと厳しい、先ほど町長も答弁したが、社会情勢がさま変わりしているという内容であります。

そのような状況から、やはり境土地区画についてもさま変わりしているということを申し上げたい。そして、境土地区画整理組合は、どのような位置づけかと、そういうことを聞くのはなぜかと申しますと、県中都市計画事業、鏡石駅東第1土地区画整理事業施行規程というものが前に議員に配付されました。その中に、当然この境と同じく、土地区画整理法に基づいてこの施行規程がつけられているわけです。この中に第1章から第8章まで、総則、費用の負担、保留地の処分方法等、いろいろ清算までのいきさつを土地区画整理法に基づいて決めて、それから事業に着手する、そういう内容であります。全くこれは恐らく境土地区画整理事業の中の組合にも、この同じ規定があるはずであります。

それで、町の規定の中には費用に関することが明示されています。事業に要する費用は次の各号に定めるものを除き、施行者が負担すると。その中に法律第120条の規定があり、この件が恐らく境土地区画整理組合の施行規程にも私は載っていると思います。そういった推測から、改めて質問をさせていただきます。

当時、地権者約90名弱、80何名と申しておりました。これがあの事業に同意され、組合ができ上がったと思うわけであります。土地区画整理法第5条の基準または規約は、当然組合員に承認され、現在に至っていると思います。工事着工時と現在の社会状況は、本当に先ほど町長が申しておられますように一変しております。そして、境土地区画整理組合も組合員が約60名強ふえているような状況であります。このふえている要因については、従前宅地を買い求め、そして組合の換地証明書により、あそこに住宅を建て、鏡石町の住民となっている状況でございます。その方々が、今大変不安と不満があるということで話がございました。そういう観点からお伺いをするわけであります。

その方々は、従前換地を、宅地仮換地を購入時にそのようなことは聞いていないとか、あるいはわからなかったとか、そういう話があります。しかし、これは土地区画整理法上あくまでもその方々は組合員になる。保留地を購入した方々は、これは組合員にならないわけです。そういう点から、組合員がそういう不満がある。しかし、あそこの地区の住民が町民でないわけではありません。やはり町民であります。そういうことを理解すると、町としてこれから境についてどのような支援をするのか。これは第4次総合計画の中の駅東土地区画整理事業とともに、境土地区画整理組合に対する支援という内容をうたっているわけでありませぬ。

私は、この内容の「支援」という言葉を改めて辞書を引かせていただきました。これは、あくまでも支援という言葉は、相手の方から見ると助けてくれることである、困ったときに助けてくれることであると私は理解するわけであります。

今、特にこの厳しい中、先ほども駅東はどうなんだという話、また、この後に根本重郎君からも同じような質問があるはずでございます。駅東が云々ということは、今回は私はお聞

きいたしません。しかし、やはり境土地区画整理事業が完全に完成するというか、住宅が建てられ、そしてあそこから産まれる子供たち、将来の町を担うわけであります。今までの答弁では、あくまでも組合であるというような答弁でございました。この土地区画整理法を見ますと、いやそうではないと。やはりこの土地区画整理法の目的は、公共福祉の増進に資することを目的とするというのが目的にあります。

2条、定義の中で第1項ですね、この法律において土地区画整理事業とは、都市計画区域内の土地について公共施設の整備、改善及び宅地の利用増進を図るため、この法律で定めるところに従って行われる土地区画形質の変更及び公共施設の新設、または変更に関する事業となっております。本来ならば、この境も駅東と同じく公共性があるのであるならば、本来は町で施行するべきであった。しかし、その当時の方々は、これは個人の不満をここに持ち出すのはいかがなものかと思いますが、こんな状態になるのであれば、この法律あるいは都市計画法を理解したならば、恐らくだれも役員としてはならなかったであろうという言葉が出てきます。しかし、今となっては過去を振り返っても、これは何の改善もできません。

やはり町としてこれだけのものを認可するに当たって、首長はそれなりに判断したはずであります。今、組合の役員の中に現存している方、また亡くなった方、しかし、この土地区画整理法では本来ならば役員をすぐ補充する仕組みになっているわけであります。しかし、今徐々にこの定款あるいは今の状況を把握すると、まして銀行からその方々の同意といいますが、承認をいただき、役員にもなっていたかなければ困るという内容も伝わっております。恐らくだれも、親が亡くなったから次役員になるという手を挙げる方は一人もいないという話であります。

駅東を、町長はあの形で今年の3月、三位一体改革あるいは町税の税収の見込みが考えられないと。であるから、駅東は今のところこういう判断をしたい。そして、今日も答弁の中にありました。それ以上に、境の場合には厳しいわけであります。

私は、あえてここで一つ、どうすればいいかということで自分なりに考えました。その中で、できることならば早く事業完了、これをしなければならぬ。事業完了をどうすればいいんだと。保留地を処分すれば事業完了はできるわけであります。しかし、この社会情勢、十分ご承知のように厳しい。なかなか売れない環境の中で、どうすればいいんだと。現地を見ると、素人判断でいくと、どれが保留地でどれが従前仮換地なのかわからない状況であります。やはり商品価値を高めるか、あるいはここで一たん境土地区画整理組合を解散するような方向、それは保留地を管理法人化するというのも一つの案かと思えます。

支援という言葉を使わないのであるならば、町はどういう支援を今考えているか。そしてまた、組合に対して協力を求める言葉ですか、そういうのを発し、そして支援をするということも一つの支援だと思えます。140名からの組合員がいるならば、みんなで協力すれば何

とか保留地も販売できるのではないかなど。時代だから無理だというならば、一時棚上げして、公的資金もお借りして、そしてとりあえず組合を解散し、清算業務に入ると。当然、組合員と組合が率先してそれらを解決する方法を考えるべきであります。しかし、この4次総合計画に載っている以上は、町も支援すべきであります。

過去の事業を、町も責任あるでしょうと一蹴するわけにはいきませんが、やはり駅東と同じような手法で、同じような認可を得、やっている関係上から、今、省みて公共性があったということを知っていただきたい。そして、支援の内容を答弁いただければと思うわけでありませぬ。

今の点で1点だけ、もう一つ、先ほど木原さんの話を聞いてちょっと忘れましたが、やはりそれに至るまでは境土地区画整理組合は、土地区画整理法から見てどのような位置づけか答弁ありました。都市計画事業としての位置づけであると。しかし、私はさっき申した目的と定義からいって、公共性があるという言葉が私は必要だったんです。そういう面で、土地区画整理法の条文を読んでそういうことは感じられないか、この点も伺っておきます。

1 小の体育館の改築推進事業についてであります。

先ほど教育長の答弁は、基本設計ができてから業者の提案によって検討するという話であります。私は、普通一般に、一般論として、基本設計前にこういうものをつくりたい、そしてこういう規模でやりたい、そういうところを念頭に置いて基本設計をお願いできませんかということが、私は順位として正しいのではないかなど。しかし、先ほどの答弁では全くそれは見えません。これはいつごろやるのか、改めて聞きます。

例えばの話、来年から始まるというのなら、もう時間的に余裕はございません。そんな中で、私はなぜそういうことを申すかと申しますと、要するにPTAあるいは町民の方々、あるいは学校の先生方の話を伺って、そして基本設計に盛り込むことが先ではないかなど、私は思うわけでありませぬ。

過日、総務文教の方で学校を視察させていただきました。そして、教室等見させていただきましたが、目的は私は体育館の件についてでありましたので、校長先生に伺いました。教育長も同席しました。現施設では、先ほど答弁にもありましたように、要するに全校集会とか保護者を交えた集会とか、そういうのができない。そして、校長は芸術・文化についても考えておられるようでありました。中学校の合奏コンクールに出場したのも、やはりこの基礎があるからだという自慢と申しますか、そういう部分、また駅伝もそういう一面がありますよという話を伺ったのもわかっていると思ひます。

そういうことを考えますと、そういう話を聞き、そしてこの改築事業に生かすということは当然のことだと思ひますね。それから基本設計をお願いし、そして実施設計に向かうというのが普通であると思ひます。その点どうなのか、伺っておきます。特に、芸術・文化

に触れ合うことが初等教育に大切であると常々言われております。情操教育に役立つ施設づくり、これが今与えられた使命ではないかと私は思います。

そして、この体育館が40数年過ぎたということで答弁がありました。やはり基本設計に盛り込むのであるならば、町長の説明にもありましたが、福知山線の列車脱線事故あるいは中越地震、こういう災害時にどうしてもそういう施設が利用されるわけでありまして。今、当面は学校の体育施設であります。いざというときの避難先として、東北線の西側部分には、町ではそういう避難先となるような施設はこの1小の体育館のみであります。やはりそういうことを考えますと、災害はいつ起こるかわかりません。しかし、備えは必要であります。そういう意味合いにおいて、そういうのも検討されながらどうあるべきか、また場所はどうか等も考えていった方が私はいいと思います。

現体育館は半世紀を過ぎ、卒業生等町民の多くの方々が思い出に残る体育館でありました。今後新体育館が完成すれば、やはり同じく半世紀あるいは1世紀の経過をたどる可能性もございます。子供たちと町民に長く親しまれる、思い出となるような施設づくりというのを切に要望する次第であります。そんな中で基本設計のあり方の考えを改めて考え直し、そしてそういうことを含めて基本設計に盛り込むということをご答弁願えればと思います。

2点目として、4号線の拡幅であります。

実は、先週の月曜日に国土交通省に4号線拡幅について伺ってきました。この学校環境については、今の段階ではこういうことらしいです。4号線拡幅について15年に測量の立ち入りの説明会があり、16年に基本設計に入り、そして今年度、交差点、水道、水路が完了している機関に対して管理者と協議を進めると。要望とかアンケートをとると。そして、年内にまとめて実施設計に入りたいという内容であります。

過日、自民党の議員の先生からいただいた資料によると、地方道路交付金事業、高次都市機能の集積に対応した道づくりということで、これは須賀川にも入っているんですけども、総額で31億2,500万入っているということで、4拡に使われる金がそこに入っているという話もございました。まだそれらについての内容は、細かい点はわかりませんが、その部分に入っているんだということでございますので、各公共施設あるいは交差点、水路、水道等の管理者に、そういう今アンケートをとって協議中であるということでございますので、やはりこの学校環境も含めて要望したらどうか。

それで、町としては都市計画決定を見たわけでありまして、この部分について。約半分が恐らく道路に供されるであろうと。半分は残るとということで、学校環境としては厳しくはならないのかなと私は感じておりますが、過日、春季検閲の中でたまたま4号線をバイクで10何台かのグループが走っていました。あの音を聞くと、やはり体育館の位置とか、あるいはグラウンドの位置によっては、かなり授業に影響するような環境になるおそれがあると。そう

いう意味合いにおいて、そういう総合的な施設の配置を含めた考えを国土交通省の方に伝える考えはないかどうか伺って、2回目の質問を終了させていただきます。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 6番議員の再質問にお答えを申し上げます。

答弁で少し舌足らずのところがありましたので、おわびを申し上げたいと思います。

基本設計がまず最初でありまして、次に実施設計という順序になります。基本設計で大事なものは、今ご指摘がありますように、位置の問題、それから面積が一番重要かというふうに思っております。

まず、面積であります。現在持っている面積は774平米の体育館であります。先ほどちょっと触れましたが、文部科学省の方で決めております必要面積というのがございますが、現在の第1小学校の学級数からいきますと、1,215平米が必要面積ということになります。したがって、現在のままでも441平米不足であるということになるわけであります。教育委員会としては、この資格面積いわゆる必要面積の1,200平米を上回るような体育館ができればいいなということで考えております。

また、位置については、今内部では前から検討しておりますが、当然、校舎を動かすわけにはいきませんので、校舎から児童が移動するときに比較的便利な場所につくるべきだろうと。また、将来の学校の校舎改築ということも当然考えなければいけませんので、それらも考慮した位置ということで、2つぐらいの候補は今持っておりますが、基本設計の段階で、それが専門家から見てどのような状況になるのか、それらも基本設計の中で検討したいというふうに思っております。

次に、4号国道拡幅と学校の環境ということでございます。

当然、今の林は騒音と暴風ですね、これには非常に役に立っております。この林が削減されるというような状況ですので、ただ、具体的にはどの辺まで来るかという線がまだはっきりしていないようでありますので、その線が明示された段階で、先ほども申し上げましたように、環境が悪化しないように要望をしたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 6番、柳沼議員の再質問にお答えを申し上げます。

番目の境土地区画整理組合の支援という関係でのお尋ねでございますが、まず1つ目の、駅東には施行規程があるがということでございますが、境の土地区画整理組合につきまして

は、定款ということで定めております。この定款によりまして事業計画を作成して、認可をして組合を設立したということでございます。

費用の負担と申しますか、そういう関係のお尋ねがございましたが、この定款の中でも費用の分担について定めております。費用の分担につきましては、補助金、保留地処分金、それからその他寄附金などということ定められているところでございます。

それから、保留地を買った地権者の方々が不満などがあるということでございますが、これにつきましては、私も4月に都市建設課に赴任しましたので、そういう不満あるいは不安があれば、そういったことをお聞きしながら、その不安の解消に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、早期事業完了を目指すというふうなお尋ねでございますが、どのような支援をしていくのかということでございますが、組合施行の土地区画整理ということでございますので、まずはやはり役員の方々が率先をして、早期に事業完了をするための施策をどういうふうにしていくかということを考えていただくということが基本でございますが、私が聞いたところによりますと、昨年なども住宅メーカーなども回って販売促進に支援をしてきたということも聞いておりますので、引き続きましてそういった事業の早期完了に向けた技術的な支援、それからそういった販売の支援、そういうものを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、過去におきましては、土地区画整理法の120条によります交換金見合いの助成金ということで算出された金額を助成をしてきたという経過がございますけれども、現時点での財政的な支援というのは、非常に難しい状況にあるということと考えております。

それから、保留地の管理ということでご質問ございましたが、今年も保留地につきましては敷地の管理をしていただくように組合の方にもお話をいたしましたし、もしなかなか難しい状況であれば、我々職員も行った中で、徹底した管理をしていくというようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 6番、柳沼俊行君の再々質問の発言を許します。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 体育館については、できることならばPTAとか学校の先生とか、あるいは町民から要望というんですか、例えば考えとか、アイデアとか、そういうのを若干でも伺って、そして本当に将来にわたって自慢できると思いますか、安心して体育施設内で授業なり文化あるいは芸術、そういうのを含めた教育ができるようお願いを申し上げます。

次に、土地区画整理法に基づいて、ちょっと今の答弁では不満足な部分があるものですから、あえて質問をさせていただきます。

施行規程はないが定款はあるということで、定款の中に、今の話だと費用分担の項目で補助金、保留地、その他の寄附金でという内容であります。先ほどはあえてその点を聞きたかったわけですが、要するに駅東と比べると、こういう内容なんですね。駅東のこれは12年6月の資料であります、この中に公共減歩と見受けられるのが約19.71%、ところが駅東については現在約6%ありますので13%。それで、境土地区画整理組合については公共減歩がその当時約12.99と。ここにも公共用地はあったと思います。しかし、減歩率から見るとそれは見えない関係上から、単純に駅東と比べると、駅東が13.71、地権者負担がね。境は12.99あったと見えるわけでありまして、これよりも前に公共用地があったから、それよりは地権者の負担は少なかったはずであるという答えがあるかもしれませんが、そういうことであります。

それと、今この土地区画整理事業はどこでも大変苦労している。その中で、法律上の問題があるんですが、120条ですか、この関係があって、これが明記されていればそれなりに負担するのがはっきりとその当時はできたのではないかなと。しかし、その他の寄附金となっておりますので、いろいろな意味で解釈できるわけなんです。特に、土地区画整理法の60条の3項という中に、町が公共性があると感じられるならばこういうことができると。先ほど申したように、土地の開発行為等にもあるように、公共施設管理者の負担、やはりこの境にも都市計画道路2本、そして8メートル、9メートルの道路があるわけでありまして。普通一般に開発行為では、8メートル、9メートルの道路はありませんので、そういう面積を考えると、そういう面ではこの政令ですか、こういうのをもう一回確認していただいて、できる範囲内で行政としての責任というんですか、責任という言葉はちょっとおかしいかもしれませんが、支援というのを検討できないかどうか。

ちなみに、その8メートル、9メートルの面積については、境については約1万平米であります。公園が6,100であります。これらについては、今のところ町からの支援というのは全く見えない。そして、これらは境地区だけではなく、地域住民が利活用しているわけです。そういうことを考え、やはりもう一回精査し、できることはどういうことがあるかということも検討されるかどうか伺って、3回目の質問を終了させていただきます。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する執行の答弁を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） ただいまの6番、柳沼議員の再々質問にご答弁申し上げます。

境土地区画整理組合発足しまして、もう丸13年にならんとしておるわけでありまして、いまだ組合解散のめどが立たないということで、ご質問の中でも大変ご心配をいただいているところでありますが、ご承知のとおり境土地区画整理組合は、国との協議を経て知事の認可

を得た組合でございます。したがって、公法上の法人であるわけでございます。町が調査から事業計画に至るまで深くかかわってまいりましたと同時に、都市計画事業として都市計画決定をしておりますし、また公共施設につきましても、区画整理と同時に整備してまいったわけでございまして、大変公共性の高いものだというふうに考えておるところでございます。

ただいまは、この支援について前向きにというご意見にとらえたわけでありますが、そうしたご意見を踏まえまして、事業の性格や経過を踏まえまして支援の手法、あるいは町の財政の今後の見通し、また、支援するために一番重要なのは環境づくりだというふうに考えておりますので、今後どんな形で支援が可能なのか検討をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上、答弁にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 6番、柳沼俊行君の一般質問はこれまでとします。

根 本 重 郎 君

議長（菊地栄助君） 次に、4番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

4番、根本重郎君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） こんにちは。4番の根本であります。

6月定例会、最後の一般質問をさせていただきます。

毎日毎日、子供たちが関係する事件、事故が数多く報道されております。私の携帯電話には、福島県警察の福島安全情報室からのメールが届くように設定されております。県内で発生した声かけ事件などの情報が入っているわけでありますが、よくも毎日毎日というくらいメールが入ってきております。各市町村の行政、地域、学校でいろいろな対応策を講じているから、まだ未遂に終わって、大きな事件につながっていないのが幸いだと思っております。これからも子供たちの安全・安心のために、気を緩めることなく町を挙げて取り組みを強化していかなければならないと考えております。

それでは、通告に従いまして一般質問に移らせていただきます。

まず初めに、個人情報保護法についてであります。

2003年に一部施行されまして、行政機関等では対応を行っていることと思っております。今回、今年の4月1日から全面的に施行されました。この取り扱いに、企業などは過敏ともとれる反応を示しておりますが、情報の管理の甘さがあり、外部に流れて大きな社会問題化していることが現実であります。

病院などでは、病室の名札を取り外すなどの対応をしているところもあるように聞いております。また、外来の方々に受け付け順の番号札をとってもらい、番号で呼ぶところもある

ようであります。また、学校関係では、名前とクラスのわかる写真などは外部に出さないようにしておるそうであります。また、極端なところでは、運動着そのものに名前とクラスの名札をつけないように検討しているとも聞かれております。

そこで、我が町ではどのような対応をとっているのか。保育所、児童館、幼稚園、小・中学校などでの子供たちの名簿、PTAの会員名簿あるいは役員名簿等の管理及び配布は、また写真などはどうしているのかお伺いいたします。

また、学校などにはいろいろな人たち、業者等も含めてであります。出入りが多いと思われれます。それらの方々に対してどのようにしているのかお伺いをいたします。

住民基本台帳の閲覧に関して、今問題化されておりますが、役場などでの閲覧、縦覧はどのようなものができて、どのようなものができないかお伺いをいたします。

次に、町づくりについてであります。

全国の町づくりの中で、行政関係者やマスコミなどで話題になっているといえば、市では群馬県の太田市、町では本県の矢祭町、村では高知県の馬路村が挙げられるのではないかと思います。それぞれに地域性も違うし、規模、大きさも違っております。しかし、それぞれに特色を生かし、要し、そして行政も本気だけれども、住民の方々もそれに負けないくらい本気に取り組んで成功している例ではないでしょうか。

今、全国の市町村であやめ祭りなどを行うところが多いと思われれます。我が町でも今日からあやめ祭りが開催されましたが、オープニングセレモニーを行う時間が午前10時からというのはいかななものかと考えております。東北三大あやめ祭りと言われております会津高田町のあやめ祭りは、6月15日が開幕式のようであります。議会の開会はその後の日程で行われるようであります。6月15日から7月5日までの21日間、150種類10万株のあやめが咲き誇るそうであります。

そこで、我が町のあやめ園でもある鳥見山に、内側だけでなく、主な進入路等にも多くのあやめを株分けできないものかどうか。また、全町的にはどのようにした方がよいと思われるか、お伺いをいたします。

(2)として、体育館等の管理運営を民間等に、全国の市町村では行っているところもありますけれども、委託できないものかどうかお伺いをいたします。

次に、図書館の運営であります。以前にも質問をいたしておりますが、また違った意味で質問をさせていただきます。

全国の図書館の中には、NPOの団体や民間業者等に委託をしているところもあると聞きます。それぞれにメリット、デメリットがあるかと思っておりますが、我が町ではどう考えておるのかお伺いをいたします。

また、図書の購入の方法や選定はどのような方法によって行われているのか。また、不要

の本の処理、取り扱いはどのように行われているのかお伺いをいたします。

最後になりますが、駅東第1土地区画整理事業であります。

現在、この事業は休止をしておりますが、計画どおりに進まなかった場合、地権者への税などの面で損害が生じ、補償の問題が起きてくると予想されますが、どう考えるかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 4番、根本議員のご質問にお答えいたします。

（1）の についてご答弁を申し上げます。

鳥見山公園につきましては都市公園として位置づけられ、管理運営しているところでございます。現在、町が進めるフローラの町づくりの象徴としての公園づくり、また、町花あやめ推進事業の拠点としての公園づくり等も念頭に置きながら整備を進めているところでございます。

公園周辺の環境整備も、公園とあわせまして、そうした景観が創出されるよう検討しまして、今後関係課との連携を持たせながら、周辺環境整備を図っていきたいと考えております。

また、全町的には、その他6カ所の公園を管理しておりますが、地域の公園としての特色を生かしながら、地域住民の皆様のご意見等を賜り、だれからも親しまれる公園整備をしていきたいと考えております。

以上でございますが、そのほかの質問につきましては担当課長等の方からお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 4番議員の質問にお答えいたします。

個人情報保護法の取り扱いについての質問ですが、ご承知のとおり、個人情報保護については、平成15年5月に、民間を含む我が国全体の個人情報保護の基本となる個人情報の保護に関する法律を初め、国の行政機関における個人情報の取り扱いに関する基本的な事項を定めた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律など、いわゆる個人情報保護法関連5法が公布され、本年4月に全面施行されました。

この個人情報保護法は、個人情報を利用してさまざまなサービスが提供され、加えて高度情報通信社会への進展とともに、そのメリットを安心して受けられるよう、個人情報が適正

に取り扱われるよう求めています。

本町においては、平成12年4月に個人情報保護条例を制定し、各行政機関の持つ個人情報の適正管理に努めているところであります。個人情報保護法の全面施行を受けて、一部見直しを受けて点検作業を今進めているところであります。

ご質問の保育所、児童館及び幼稚園、小・中学校の会員名簿等の管理、配布については、園児、児童・生徒の名簿には数種類がありますが、外部に公開できるものとできないものがあり、それぞれに応じた管理をしております。配布する名簿についても、住所、氏名、電話番号などは必要最低限の項目で判断し、行っております。PTA会員、保護者の名簿、役員の名簿も同様に扱っており、写真も必要最低限度の利用としています。

また、学校及び施設内の出入りの業者への対応については、子供たちへの安全面から、1つに氏名、2つに出入りの目的、3つに出入りの時間等を記載していただき、来校の対応をしております。名簿の配布については、配布しておりません。

次に、役場等での閲覧はどのようなものが可能で、どのようなものが不可能なのかお尋ねですが、各課において諸規定に基づき対応しておりますが、一例を挙げますと、税務町民課においては、住民票の閲覧、地図の写し、土地の台帳の写しを有料で公開しております。

なお、住民票の閲覧につきましては住民基本台帳法に基づき、また地図及び土地台帳の写しについても不動産登記法等の規定に基づいて公開しております。行政サービスの一環として閲覧に供しているところであります。

また、総務課においては、選挙人名簿抄本の閲覧がありますが、これは事務処理要綱に基づき閲覧に供しているところであり、いずれも本人を確認するため、身分証明書の提出を求めた上で対応しているところであります。

以上で答弁とします。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

大きな2番、町づくりについて。（1）の鳥見山公園の整備運営についての 体育館等の管理運営を民間に委託できないかでございますが、体育施設の管理運営につきましては、これまでも検討研究を重ねてきており、利用者へのサービス向上と収支の改善を目指し、光熱水費等管理費等の節減や利用者数の増加などに努めております。

近年、施設管理運営の手法として民間委託や指定管理者制度の活用などが展開されておりますが、施設の性格、地域の委託法人の充実度などにより異なり、一律的な移行は難しい側面がありますけれども、今後さらに研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、（2）図書館の運営について。

初めに 民間への委託はできないかについてでございますけれども、図書館につきましても体育施設と同様に、民間委託や指定管理者制度を利用した民営化の動きが見られます。NPO法人による運営でコストの削減を図っている図書館もある一方、委託業者の低賃金労働や図書館員としての専門性、さらには受託運営者の継続性などで疑問視されている点もあります。

本町の図書館はどうあるべきなのかを含めまして、どのような運営方法が望ましいか研究してまいりたいと考えております。

続きまして、 の図書の購入方法、選定方法等についてですが、図書の選定方法につきましては、定期刊行書により、公共図書館において利用度の高い配置すべき本などを参考に、職員で協議し選定しております。また、住民からのリクエスト本もあわせて検討し、選定しております。購入方法につきましては、主にインターネットを使い発注し、書店経由で決済しております。

不要の本の処理方法につきましては、現在は汚損、破損の激しい本を不要な本として、書類と同様に衛生センターに運搬し、焼却しております。また、利用度の少ない本や流行が過ぎた本は廃棄せず、閉架書庫に保管し、要望があれば貸し出しをしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

2の町づくりについての（3）駅東の事業は今休止をしているが、計画どおりに進まなかった場合、地権者への損害補償の問題が考えられると思うが、どう思うかということですが、公共工事に伴う補償につきましては、用地買収補償や物件移転補償などがございます。これらはいずれも事業施行に伴い発生するものでございます。

駅東第1土地区画整理事業につきましては、今年度面工事が休止しておりますけれども、これに伴う補償関係は発生しないと考えられます。固定資産税につきましては、18年度に固定資産評価替えが行われる予定となっております。その時点で評価額を減額するべく、税務町民課と協議を進めているところでございます。

また、相続税につきましては、町の固定資産評価額が減額になれば、それに伴い対象資産額が減額になると思われれます。ただし、相続税の算出方法は複雑でございます、そのケースによって異なってくるものと思われれます。税につきましては、事業休止補償の対象としましては難しいものがあると思われれますが、町としまして税法との調整ができるものにつきましては、今後も調査検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

4番、根本重郎君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 再質問をさせていただきます。

一番最初に、個人情報保護法の関係から。

配布されている名簿とされない名簿があるということなんですけれども、例えば役員名簿、会員名簿の場合には、名前、住所、親の名前あるいは電話等がすべて書かれていると思うんですけれども、そういうふうなものまで配布するのか。あるいはそうでなくて、名前のみくらのものを配布しているのかを伺っておきたいと思います。

過去には、役員等になれば、子供たちの会員名簿あるいは役職員名簿を配布されていたということがありますので、現在はどのような様式で配布をしているのかお伺いいたします。

あと、住民票の写しと選挙人名簿、確かに手続をすれば見ることができるわけですが、住民基本台帳、今民主党の方で原案をつくって、各市町村で条例等で制限できないものかどうかというようなことが新聞報道されておりますけれども、これらは現行法律の中では、閲覧をする人に制限をかけるということは無理なのかどうか。選挙人名簿の場合は、多分公職選挙法の中で閲覧、縦覧というか、認められているわけだと思うんですけれども、それは市町村で条例あるいは規約か何かで、関係者以外の方には閲覧できないというような方法というのは現行法でできないものかどうか。

あと、広報等の写真ですが、これは須賀川の6月号の広報なんですけれども、子供たちの名札ありますけれども、名前は消してあります。こちらは町の広報なんですけれども、これはたまたまりレーの方で上からかぶっているのを見えないというふうなことなんですけれども、例えばこれから広報等が出る場合に、子供たちの名前を削除していくのかどうかということと、あともう一つは、慶弔 書いてありますね、このページ、この慶弔というものは、これからどう考えるべきか。同じく出していく方がいいのか、あるいはそうではなくて個人情報保護法の観点から、これはちょっと考えた方がいいのかどうかをお伺いいたします。

2番の町づくりについてでありますけれども、体育館等の委託なんですけれども、これだけのことあります。あやめの方の植栽と一緒に絡めますけれども、あやめを、例えばこの中だけじゃなくて下の道路あるいは東側、西側の取り付け道路、あるいは岩農通りの道路、その辺には植栽を早く進めてもいいのではないかなと。できるならば今年からでも、季節にもよると思うんですけれども、せっかくあやめを町の花ということでやっているわけありますので、早急にやる必要があるのではないかなと思っておりますので、具体的にできる箇所を示してもらえれば幸いと思っております。

あとは、今町で管理を委託している施設、体育館等も含めてですけれども、現在幾つくらいあるのか。体育館の委託は、一つの方法としては体育協会に委託できないものかどうか。せっかく体育協会が大きくなりまして、補助はありますけれども自前でアルバイト職員を雇っているように変えたわけでありまして、体協に体育館の管理、あるいは陸上競技場も含めてですけれども、あの鳥見山一帯の管理というのを委託することができないものかどうか、お伺いをいたします。

図書館のことなんですけれども、現在図書館には司書という方がおると思うんですけれども、今何名司書がおるのか。あるいは不要になった本、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、これらの本を町で処分をするのではなくて、例えば県立図書館とかそういうところに全部引き取ってもらうというような方法というのも考えられないのかどうか。古くなっても、やはり価値あるものがあると思うんですけれども、そういうようなことができないのかどうか。また、図書の選定は職員でやっているということなんですけれども、図書館には運営審議会か何かという組織があると思うんですけれども、そこでは何をどういうふうにして決めていくのか、あるいは図書の選定というのはそこでは関係ないのかどうか、お伺いをいたします。

また、駅東のことなんですけれども、12年度から25年度まで施行期間があるというふうに計画にはありますけれども、税のおくれというものは、現在休止しても計画がまだ残っているわけですので、すぐそれに対する損害どうこうというのではないというふうに思いますけれども、やっぱりずっと来て、この期間中に終わればいいんですけれども、そうではなくて、例えばこの年度が過ぎた時点で、いろいろな税の方の地権者の負担が計画よりも多くなったといった場合には、当然補償というものは考えられるのではないかなと思うんですけれども、それらについてもお伺いをいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 4番議員の再質問にお答えします。

個人情報取り扱いについてであります。ご承知だと思いますが、個人情報に関する情報ですべて、例えば家族構成、氏名、住所、年齢、学歴、職業、性別、メールアドレス等も入ります。それをどのように保護するかという今度の法律でありまして、ただいまの質問の学校関係については教育関係の方から申し上げますが、住民票と選挙管理の名簿については、それぞれの法律によって定められておりまして、その閲覧については規定してありますので、それを今町条例で阻むということではできないような状況になっておりまして、国自体の法律が変わってくると、それ自体で変更していくという内容であります。

なお、町の広報につきましては、写真の撮り方云々であります。これについては、それぞれの機関で出されたものを、行政広報はそれをキャッチして撮るわけですが、今後いろいろな面で支障ある場合等々も踏まえて、いろいろな面から検討してまいりたい。

なお、そのほかに慶弔関係でございますが、税務町民課の窓口でそれぞれの申請等があった場合において、本人またはそれに親族の関係者から承諾を得ると。承認を得て掲載しておりますので、今のところトラブルは発生しておりませんが、今後もそのような形で進む予定でございます。

学校関係については、教育関係の方から申し上げます。

以上です。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 4番議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、個人情報関係について、各学校、幼稚園等の個人情報の漏えいということで、今回の法律施行で学校でもいろいろ配慮をしております。学校にある名簿では、一番は児童・生徒名簿、職員名簿、それから学年役員選出名簿、入学式要項、卒業式要項、それから卒業アルバムあるいは各金融機関に出すそれぞれの個名簿ですね、預金をしておりますので。そうしたことがあるわけですが、現在はほとんど氏名のみということになっております。児童名簿等については、氏名と電話番号ということで対応をしているということでもあります。また、卒業名簿とか入学名簿も今年度から氏名のみというふうになってきております。こういうふうな形で個人情報保護という観点から対応しているところであります。

次に、体育施設関係のことで、体育協会に委託できないのかということですが、体育協会が今年度からさらに充実をしております。体育協会をさらに育て上げて、近い将来にはそういうふうに委託をするということも可能になれば考えていきたいというふうに思っております。

図書館のことで、司書は何名かということですが、司書は、職員が1名、臨時職員が1名、計2名で今対応をしております。

それから、廃棄本の県立図書館への寄贈ということですが、これはちょっと考えにくいことでありまして、先ほどもご答弁申し上げましたように、廃棄される本はもう修理不能の本でありますので、そういう本についてはやむを得ず廃棄をするということでもあります。

選定方法であります。先ほどのご答弁ではちょっと舌足らずの弁もありましたが、図書館には図書館専用の刊行物一覧表というのがまいります。それに基づいて選定をするということでありまして、ただ、選定委員会を置いて選定をするという方法もございますが、新刊書の場合には選定委員会を招集して、選定委員の方々のご意見を伺って、それから発注とい

うこととなりますと、かなり時間がたって、新刊本としての魅力、これが削減されるものですから、現在は一般の方々のオーダーとあわせて、新刊書が少なくとも1週間以内に開架書庫に並ぶような配慮をしているところであります。

次に、運営協議会の中で選定、あるいは運営協議会はどういことをやっているのかというようなお話ですが、運営協議会は図書館法に基づいて設置をされておりまして、図書館全体の運営についてご意見をいただくということになっております。現在、年2回開催をいたしまして、それぞれ利用者の立場からご意見をちょうだいしているというところであります。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 4番議員の再質問にお答えをいたします。

2の町づくりの（1）鳥見山公園の整備運営についての の中で、あやめの植栽についての具体的な場所というお尋ねでございますが、私も先月、鳥見山公園見てまいりました。あやめの植栽場所なども可能なところを歩いてまいりましたけれども、公民館の方から来まして陸上競技場の方に右折して入った道路の右の路肩ですか、あそこはあいているものですか、あの辺もあやめで植栽をすれば大変きれいになるのではないのかなというふうに感じてまいりました。

そのほか、現在、牧場通りでも一部民地の方があやめを植栽してくれているところもありますけれども、何分、水田用地につきましては民地でございますので、地権者の方々のご理解が得られればということで考えておりますので、今後前向きに地権者の方の協力が得られるようなお話をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、（3）の駅東についてのご質問でございますが、計画どおりに終わらなかった場合ということでございます。この件につきましては、6月の定例会で調査、再検討ということでの補正予算、議決をいただいたところでございますので、現在の計画どおりにいかなかった場合ということも含めまして、この調査検討の中で詳細を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の再々質問の発言を許します。

4番、根本重郎君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 再々質問をさせていただきます。

先ほど町で管理を委託している施設は幾つかと聞いたような気がしたんですけれども、幾つくらいあるのか。

それと、1つは屋内ゲートボール場、これは社会福祉協議会に管理委託をしていると思うんですね。これは条例か何かで決まって、そういうふうに社協の方に管理委託を任せているというふうに思っておりますけれども、そういうようなことができるのであれば、先ほど言いましたように、体育施設を一遍に全部ではなくて、とりあえず体育館とか、その次は陸上競技場とか、いろいろとあると思うんですけれども、それらを体協の方に管理委託はできるのではないかなと思うんですけれども、すぐできるのではないかなと思うんですけれども、その点もう一度確認だけしておきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 4番議員の再々質問にお答えを申し上げます。

現在、委託している施設ということではありますが、これは町営プール「すいすい」がそうであります。また、体育施設等を今すぐ体育協会に委託できるのではないかとということのご提言ではありますが、現在、体育施設等は臨時の管理員さんを雇用いたしまして、その方々に管理をしていただいております。ただ、料金、そういったものの回収は、毎日職員が出向いて料金を回収すると、あるいは問題点があれば職員がそこに出向くというような、そういうシステムでやっております。

体育協会に委託というふうなご提言でございますが、体育協会がもう少し力がついてくれば、そういったことも可能ではないかなというふうに思っております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで議事運営の都合で暫時休議いたします。

休議 午後 2時20分

開議 午後 2時31分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） ここで、議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） 報告いたします。

第9回鏡石町議会定例会追加議事日程（第2号）の追加1、平成17年6月13日（月）午前10時開議。

日程番号、件名。

第1、一般質問。ただいま終了いたしました。

第2、議案第125号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、総務文教常任委員長報告。

第3、請願・陳情について、各常任委員長報告。

第4、決議案第5号 閉会中の先進地行政視察調査について。

第5、議会運営委員会所管事務調査の申出について。

第6、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

第7、農業委員の推薦について。

以上であります。

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議会運営委員長の報告のとおり、明日の議事日程を本日に繰り上げ、審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、明日の議事日程を本日に繰り上げて、審議することに決しました。

総務文教常任委員長報告（議案第125号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第2、議案第125号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

7番、今泉文克君。

〔総務文教常任委員長 今泉文克君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 今泉文克君） 平成17年6月13日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。総務文教常任委員長、今泉文克。

委員会審査報告。

本委員会は、平成17年6月9日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成17年6月10日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時45分。出席数、全員。開催場所、議会会議室。説明者、総務課円谷課長、木賊総括主幹兼グループ長、関根グループ長。

付託件名。議案第125号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について。

審査結果。議案第125号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第125号は、総務課長、担当グループ長より説明を求め、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見。なし。

以上、審査報告いたします。

議長（菊地栄助君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第125号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、議案第125号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第3、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、7番、今泉文克君。

〔総務文教常任委員長 今泉文克君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 今泉文克君）平成17年6月13日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。総務文教常任委員長、今泉文克。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成17年6月9日付託された請願・陳情審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成17年6月10日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時45分。出席数、全員。開催場所、議会会議室。説明者、教育委員会、斎田教育長。

付託件名。陳情第31号 国に、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員を含めた義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情。

審査結果。陳情第31号は採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第31号は、斎田教育長より説明を求め、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見。なし。

以上、報告いたします。

議長（菊地栄助君）これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君）質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君）ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

陳情第31号 国に、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員を含めた義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君）挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

決議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第4、決議案第5号 閉会中の行政視察調査の実施についての決議案の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、今泉文克君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） 平成17年6月13日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。

提出者、鏡石町議会議員、今泉文克。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議（案）。

このことについて、会議規則第70条の規定により、閉会中の調査として実施したく決議されるよう提出します。

決議案第5号 閉会中の行政視察調査の実施について。

今日の地域社会は激動する情勢の中で日々変革しているが、われわれ議員は町民福祉の向上と町政進展のため常に研さんに努め、その任務を遂行しなければならない。

このため、今後のわが町の議会並びに行政運営に資するため、次のとおり閉会中の行政視察として先進自治体を調査することを決議する。

記。

- 1、調査項目、まちづくりについて、行財政の運営について。
- 2、調査先、山口県徳地町、山口県阿武町。
- 3、調査年月日、平成17年7月19日（火）～7月22日（金）（3泊4日）。
- 4、調査費用、議会費で行う。

平成17年6月13日、鏡石町議会。

以上、提案いたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

決議案第5号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議案の件を採決いたしま

す。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会所管事務調査の申出について

議長（菊地栄助君） 日程第5、議会運営委員会所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり所管事務調査を実施することに決しました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（菊地栄助君） 日程第6、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

農業委員の推薦について

議長（菊地栄助君） 日程第7、農業委員の推薦についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は4名とし、小貫美枝子君、柳沼千津子君、鈴木富雄君、須田完治君、以上の4名の方を推薦したいと思います。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、議会推薦の農業委員は4名とし、小貫美枝子君、柳沼千津子君、鈴木富雄君、須田完治君、以上の4名の方を推薦することに決しました。

ここで意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午後 2時45分

開議 午後 2時46分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の追加

議長（菊地栄助君） ただいま意見書案1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案1件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案1件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

意見書案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第8、意見書案第32号 義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員を含めた義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の1件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、今泉文克君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） 平成17年6月13日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。

提出者、鏡石町議会議員、今泉文克。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員を含めた義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第32号 義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員を含めた義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）。

教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る国庫負担法の目的に則し、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員を含めた義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要求いたします。

以上地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成17年6月13日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様。総務大臣、麻生太郎様。財務大臣、谷垣禎一様。文部科学大臣、中山成彬様。

以上、意見書を提案申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

直ちに採決を行います。

意見書案第32号 義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員を含めた義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（菊地栄助君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

町長あいさつ

議長（菊地栄助君） ここで、招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第9回鏡石町議会定例会において提案いたしました議案につきまして慎重にご審議いただき、いずれも原案どおり議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応してまいりたいと考えております。

今後とも議員皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

梅雨の季節に入り、体調崩しやすくなりますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（菊地栄助君） これにて第9回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 2時51分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成17年 6月13日

議 長 菊 地 栄 助

署 名 議 員 木 原 秀 男

署 名 議 員 小 貫 良 巳

署 名 議 員 藤 島 一 郎

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	2
議案第125号 鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について.....	2
議案第126号 鏡石町公告式条例の一部を改正する条例の制定について.....	5
議案第127号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算(第2号).....	6
議案第128号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号).....	7
議案第129号 平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予 算(第1号).....	9
請願・陳情文書付託表.....	11

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
日程第7	農業委員の推薦について	17.6.13	推薦
議案第125号	鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	17.6.13	可決
議案第126号	鏡石町公告式条例の一部を改正する条例の制定について	17.6.9	可決
議案第127号	平成17年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)	17.6.9	可決
議案第128号	平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	17.6.9	可決
議案第129号	平成17年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	17.6.9	可決
決議案第5号	閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議(案)	17.6.13	可決
意見書案第32号	義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員を含めた義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)	17.6.13	可決

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第31号	国に、義務教育諸学校の 学校事務職員・栄養職員 を含めた義務教育費国庫 負担制度の堅持を求める 陳情について		福島県学校事務 労働組合 執行委員長 阿部 靖彦	総務文教 常任委員会	採 択